



第3期常陸大宮市 子ども・子育て支援事業計画

【計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度】



令和7年3月
常陸大宮市

はじめに

全ての子どもは、生まれてきた時からそれぞれ一人ひとりがかけがえのない存在であり、子どもの健やかな成長は本市にとって最大の財産です。

次代の社会を担う全ての子どもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現には、安心して子どもを産み育てることができ、子育てに夢と希望を持てる環境づくりなど子育て支援の充実が重要です。

我が国の出生数は、令和3年に77万759人と統計開始以来最低となり、令和6年は68万5,000人となる見込みで、少子化の進行が極めて深刻な状況にあります。

こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、国では次元の異なる少子化対策として、「こども未来戦略」を閣議決定し、さらに令和6年度からの3年間に集中的に取り組むべき施策を「加速化プラン」として打ち出しました。

このような状況を踏まえ本市では、子ども・子育て支援法に基づき、第1期（平成27年度から平成31年度）、第2期（令和2年度から令和6年度）の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、毎年度ブラッシュアップしながら子育て支援策の推進に取り組んでいるところです。不妊治療費の全額助成、こどもセンターの設立のほか、わくわくピサー口の森の開設、医療費や健康診査費用の助成等、市独自の施策や制度の拡充をして参りました。さらに、オーガニック給食の提供、常陸大宮駅周辺整備、子育て世帯向け住宅の整備等、子育てしやすい環境づくりを展開して参ります。

この度、「子育て支援に関するアンケート調査」等によりいただいた貴重なご意見を取り入れ、第2期計画の基本理念を引き継ぎながら、「第3期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画に基づき、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ると共に、子育て支援策を総合的・計画的に推進し、今後も全力で取り組んで参ります。

結びに、今回の計画策定にあたりご尽力いただきました「常陸大宮市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子育て支援についてのアンケート調査」「パブリック・コメント」などにご協力いただきました市民の皆さんに心からお礼申し上げます。



令和7年3月

常陸大宮市長 鈴木 定幸

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 こどもに関する法律・制度等の動向	2
3 計画の位置付け	3
(1) 法的位置付け	3
(2) 他の計画との関係	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制と策定の経緯	5
6 S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	7
1 統計データからみた現状と課題	7
(1) 人口の推移	7
(2) 将来の人口推計	9
(3) 世帯の状況	10
(4) 未婚の状況	14
(5) 就労状況	15
(6) 出生数・出生率	16
2 子ども・子育て支援事業の現状	17
(1) 子ども・子育て支援事業(教育・保育サービス)の利用の現況	17
(2) 「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」の取組状況	21
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	30
1 計画の基本的な考え方	30
(1) 計画の基本理念	30
(2) 計画の基本的視点	31
(3) 計画の目標・基本施策	33
2 施策の体系	34
第4章 子ども・子育て支援策の展開	35
目標1 子どもをまち全体で支える体制をつくる	35
(1) 地域における子育て支援	35
(2) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	36
目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる	37
(1) 職業生活と家庭生活との両立の推進	37
(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	37
(3) 子育てを支援する生活の環境の整備、子ども等の安全の確保	38

目標3 子どもを慈しむまちをつくる	39
(1) 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進	39
(2) 新しく親となる世代の育み	39
第5章 子ども・子育て支援事業	40
1 事業量の推計	40
(1) 推計の流れ	40
(2) 児童人口・家庭類型別児童数の推計	41
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策など	44
(1) 教育・保育提供区域について	44
(2) 子どものための教育・保育給付	44
(3) 地域子ども・子育て支援事業	46
(4) その他の推進方策	58
第6章 計画の推進体制	60
1 計画の推進体制	60
(1) 関係機関との連携	60
2 進捗状況の管理	60
資料編	61
1 アンケート調査結果の概要	61
(1) 調査の概要	61
(2) 就学前調査結果の概要	62
(3) 小学生調査結果の概要	72
2 常陸大宮市子ども・子育て会議条例	78
3 委員名簿	80

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等からなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

また、国では令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こどもや若者の権利、サポートに着眼した「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。

「こども大綱」は、こども・若者の権利を擁護し、個性や多様性を尊重しつつ、遊びや学びを通して健やかに成長できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、こどもや若者の視点から成長環境を作り上げ、最善の利益を図ることがうたわれています。

子どもは次代の地域社会を担うかけがえのない存在です。子どもや若者を守り育ていくことは、現役世代を生きる人々の責務であり、子どもや若者の声を取り入れ、差別なく公平に、心身共に健康に成長していける社会を実現していかなければなりません。

本市においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、総合的な子育て支援施策を推進していますが、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針を踏まえ、本市の子どもたちの健全な成長のためのより良い環境が確保されるよう、「第3期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 こどもに関する法律・制度等の動向

第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画が策定された令和2年3月以降、子育てに関して、以下に示す様々な動きがありました。

令和4年 (2022年) 6月	児童福祉法改正 子育て世帯に対する包括的な支援を行う体制を強化するため、こども家庭センターの設置とサポートプランの作成、地域子ども・子育て支援事業の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援の新設などをはじめとする「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」等が規定されました。 こども基本法制定 次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することやこども施策の基本理念、子ども・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定等が規定されました。
令和5年 (2023年) 4月	「こども家庭庁」設立 こどもに関する政策を強力に進めていくため、これまで各府省庁で別々に担われてきたこども政策に関する司令塔機能を一本化した組織として内閣府に設置されました。
令和5年 (2023年) 12月	「こども大綱」閣議決定 こども基本法に基づき、こどもと若者の個性の尊重と権利の保障、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じ切れ目なく対応した十分な支援、良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育てに関する希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破等を基本的方針として策定されました。 「こども未来戦略」閣議決定 若い世代が希望どおり結婚しこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちが分け隔てなく大切にされ笑顔で暮らせる社会を目指し、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つを基本理念とするとともに、今後3年間の集中的取組（加速化プラン）が掲げられました。 放課後児童対策パッケージ公表 放課後の児童の受け皿整備を加速するため、令和5～6年度に取り組む内容として、こども家庭庁及び文部科学省によりとりまとめられました。
令和6年 (2024年) 6月	子ども・子育て支援法改正 こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、（１）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、（２）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、（３）共働き・共育での推進等が規定されました。 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正 法律名を「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から変更するとともに、法の目的や基本理念の充実、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」への新たな指標や規定の追加・新設等が行われました。

3 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第 60 条に基づき、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、次の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

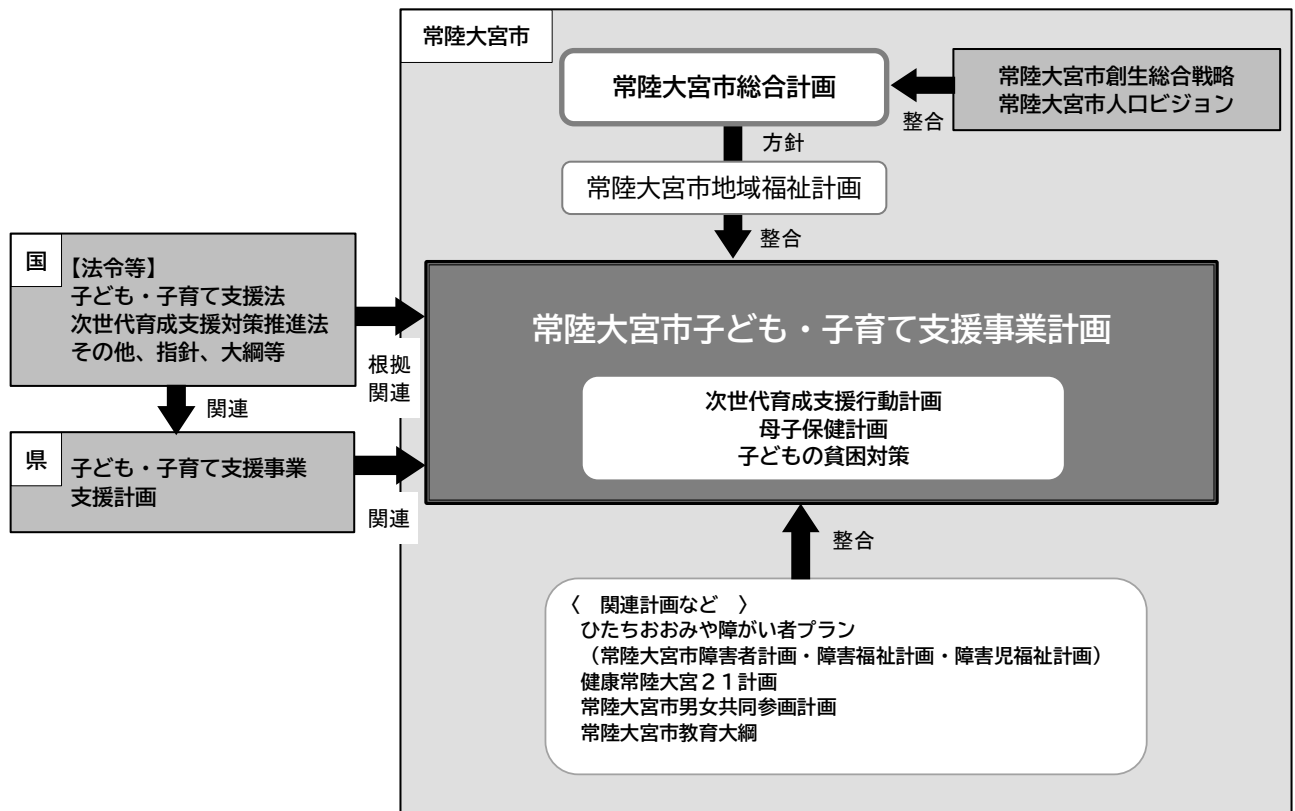
- 次世代育成支援行動計画** 国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定します。
- 母子保健計画** 厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定します。
- こどもの貧困対策** 国の「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の制定を踏まえ、本市のこどもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定します。

(2) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「常陸大宮市総合計画（ひたちおおみや未来創造ビジョン）」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置付けられるものです。

また、本市の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との整合をとった計画として策定するものです。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

年 度	令和4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
常陸大宮市 総合計画	基本計画（令和4年度～令和8年度）					次期計画（令和9年度～令和13年度）		
常陸大宮市子ども・ 子育て支援事業計画	第2期(令和2年度～令和6年度)			第3期(令和7年度～令和11年度)				
								次期計画 策定

5 計画の策定体制と策定の経緯

【アンケート調査の実施】

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者に対し、「子育て支援ニーズ調査」を令和6（2024）年6月～7月に実施しました。

【常陸大宮市子ども・子育て会議の開催】

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成される「常陸大宮市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

【パブリック・コメントの実施】

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリック・コメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

6 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、国連で採択された国際社会全体の開発目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するため17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを目指しています。

本市では、世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方も見据えながら、子育て支援に取り組み、市民一人ひとりが幸せで過ごしやすい社会を目指します。



【SDGs17の目標】

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任、つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさも守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナリープで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤を作ろう | |

※子ども・子育て支援事業計画については、SDGs17の目標の1～4に関連しており、計画の推進に当たって、包摂的に取り組んでいきます。

特に「4. 質の高い教育をみんなに」は、本市の総合計画における『子ども子育て支援、教育環境の充実』でも掲げられています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

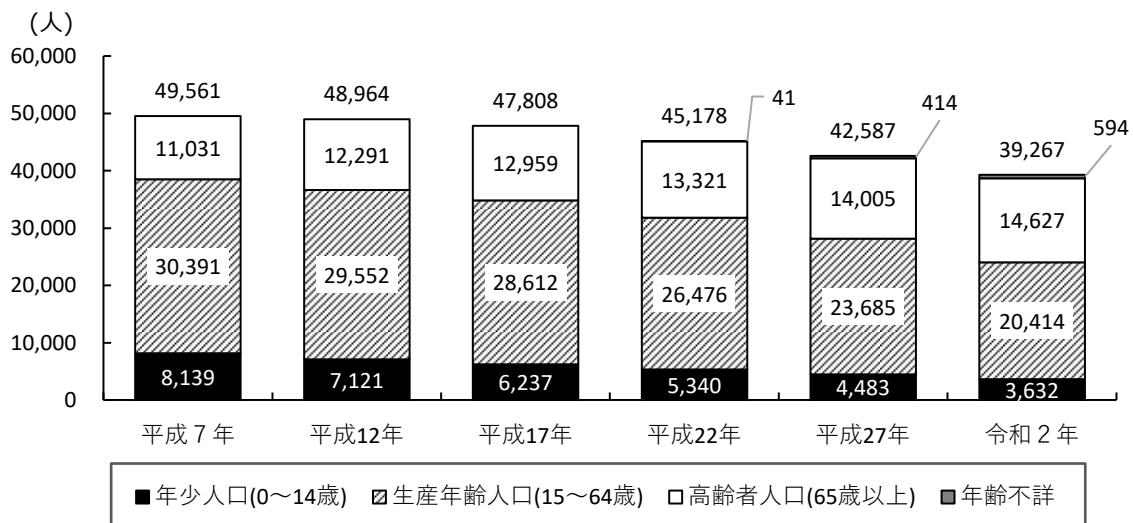
1 統計データからみた現状と課題

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成7年から緩やかな減少が続き、平成17年には47,808人でしたが、その後大きく減少、令和2年には39,267人となり、平成7年からの25年間で約1万人減少しています。また、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）は平成7年には8,139人でしたが、5年ごとに1千人程度の減少が進み、令和2年には3,632人と、平成7年からの25年間で半数以下に減少しています。

年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下が続き、老年人口（65歳以上）は上昇が続いています。

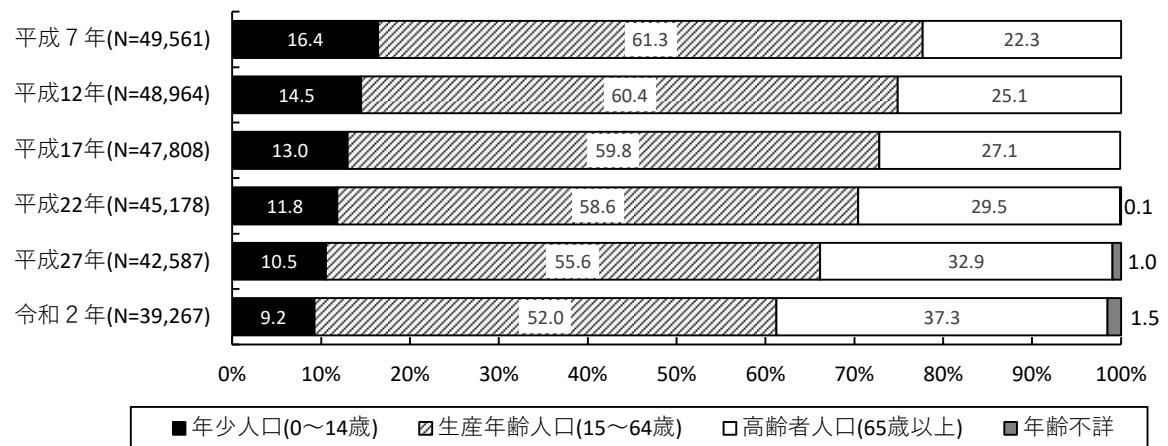
【年齢3区分別の人口の推移】



※平成7年～平成12年は大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村の合計より算出。以下同様。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【年齢3区分別人口構成比の推移】

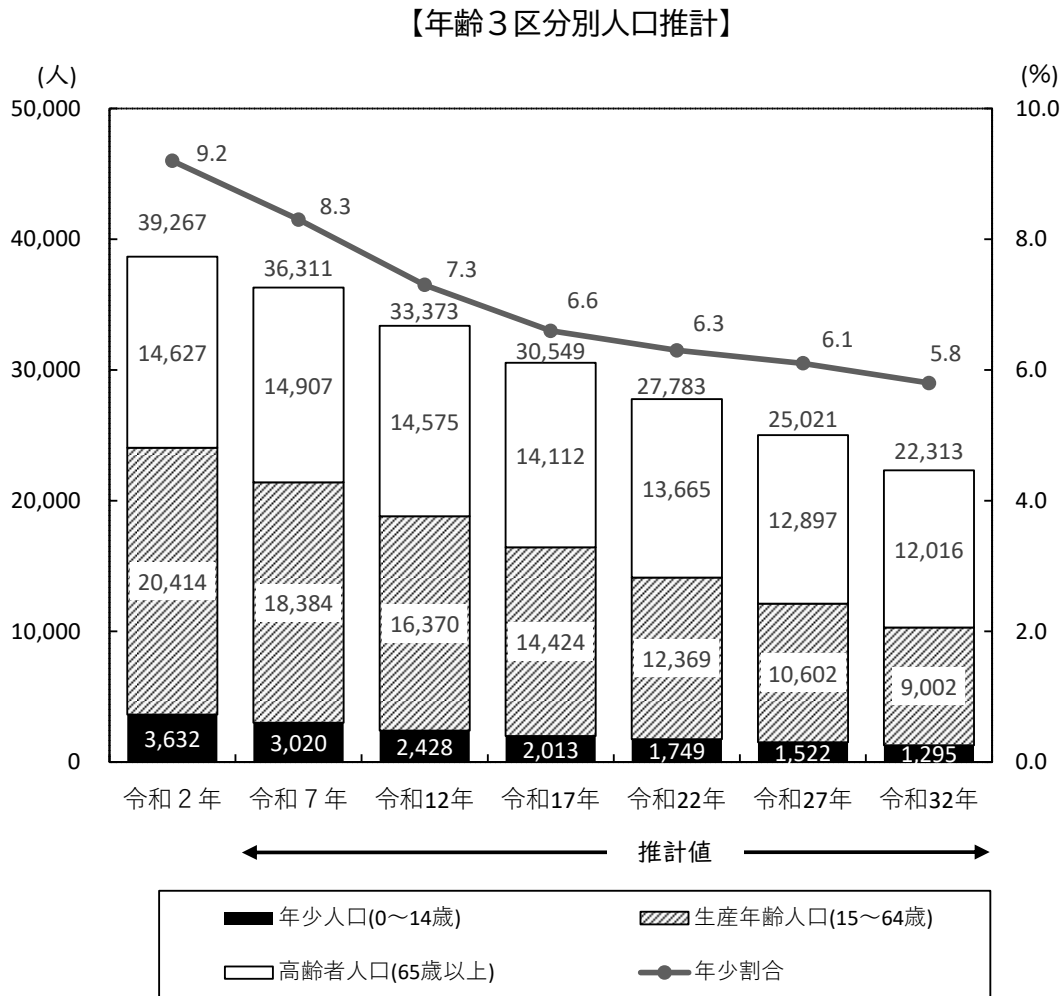


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は減少が続き、令和22年(2040)には3万人を下回り、令和32年には、総人口が22,313人と令和2年と比べ約1万7千人(約43%)減少すると推計されています。

年少人口(0～14歳)の割合は、減少傾向が続き、令和2年(2020)の3,632人(9.2%)から令和32年には1,295人(5.8%)と、2,337人(3.4ポイント)減少すると見込まれます。



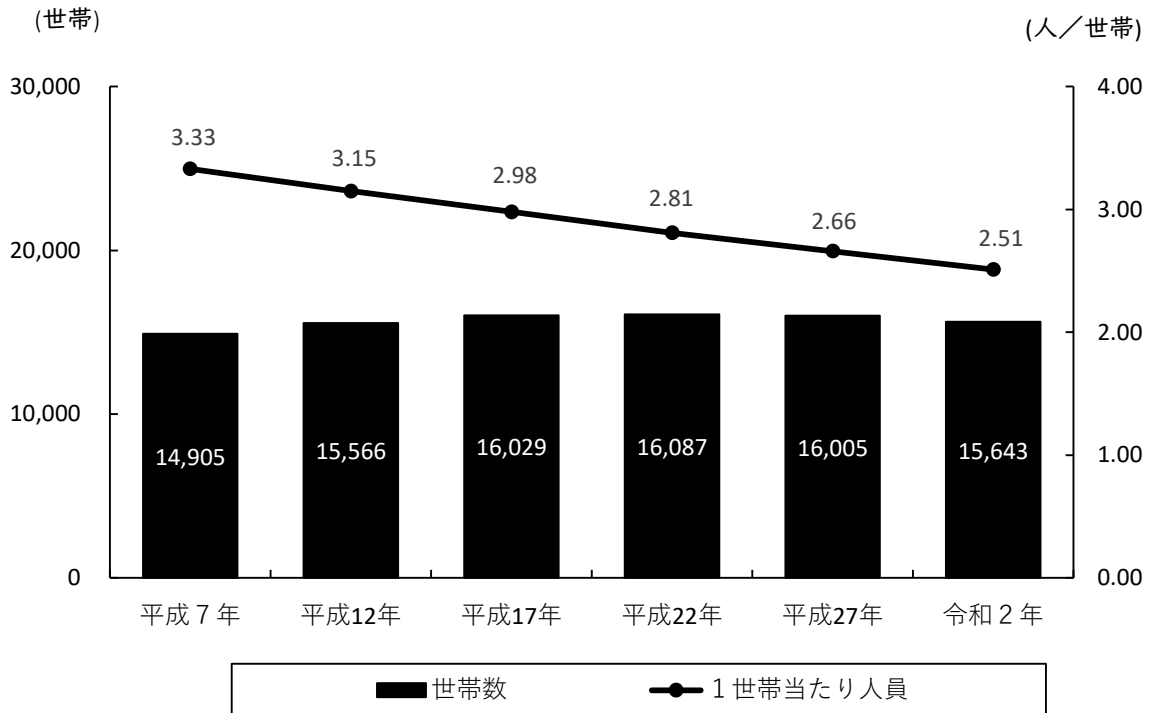
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 世帯の状況

①世帯数の推移

一般世帯数は、平成7年から平成22年まで増加し続けていましたが、平成27年以降は減少に転じています。「1世帯当たりの人員」は減少を続けており、平成7年には3.33人／世帯でしたが、平成17年には3人を下回り、令和2年には2.51人／世帯となっています。

【一般世帯数と平均世帯人員の推移】



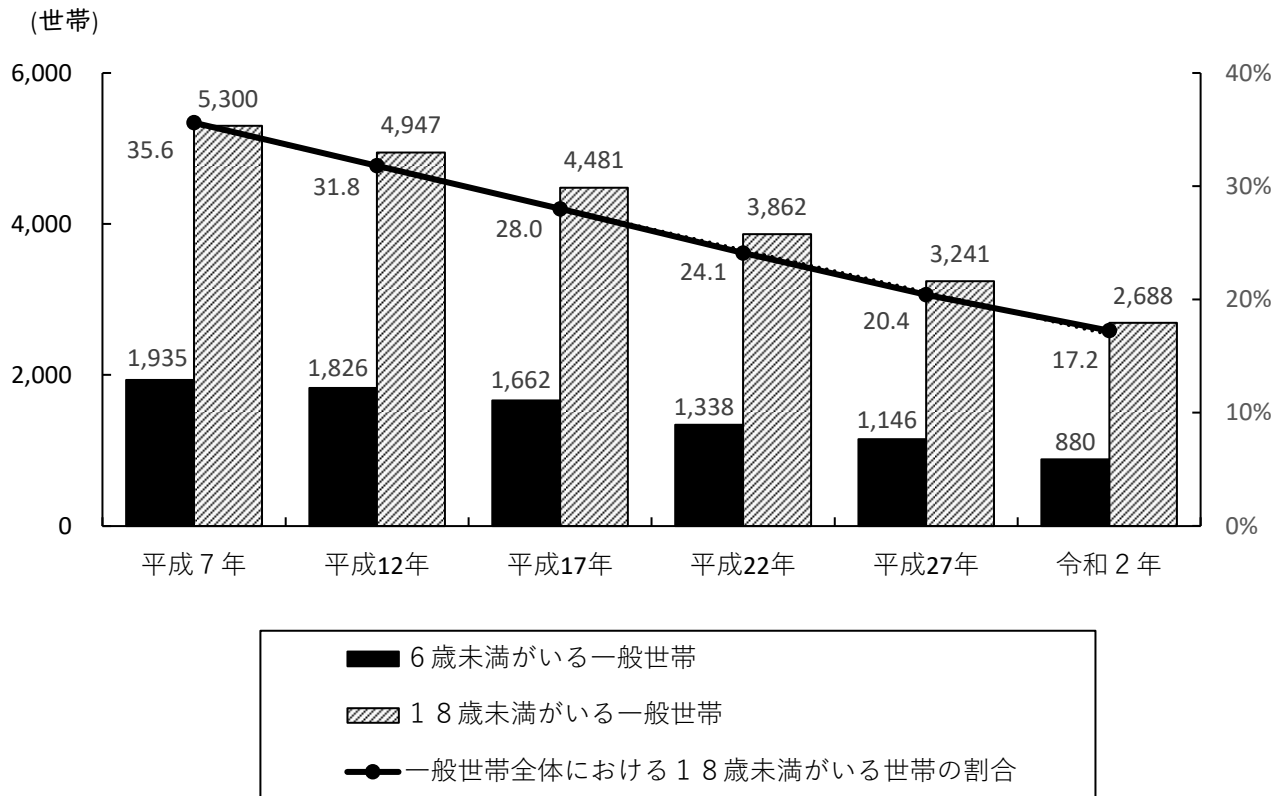
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②18歳未満がいる一般世帯数の推移

18歳未満がいる一般世帯についてみると、令和2年は「6歳未満がいる一般世帯」が880世帯、「18歳未満がいる一般世帯」が2,688世帯で、ともに減少傾向にあります。

また、一般世帯全体における「18歳未満がいる一般世帯」の割合は、平成7年は35.6%でしたが、令和2年は17.2%と半分以下に低下しています。

【18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移】

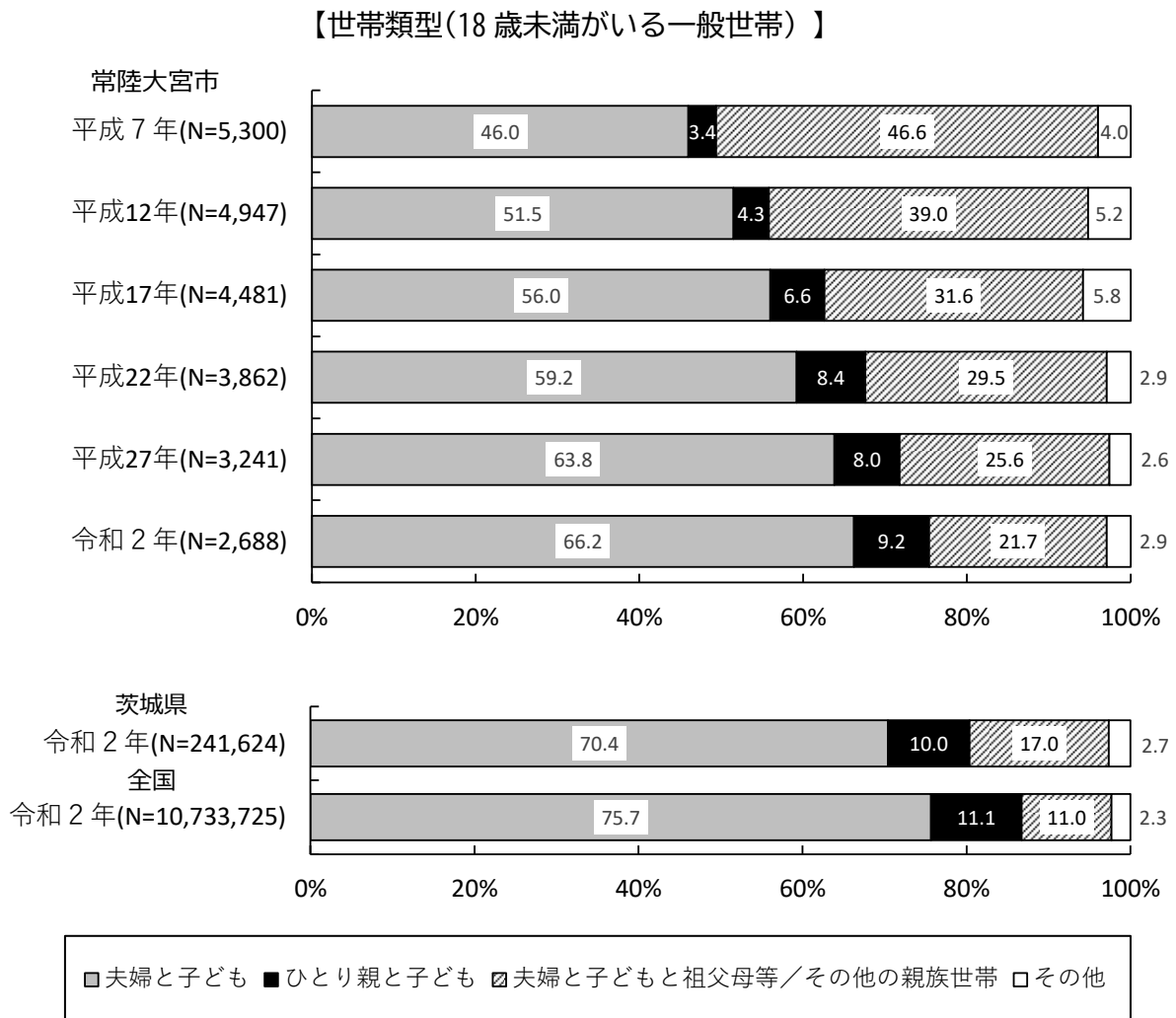


※18歳未満がいる一般世帯：6歳未満がいる一般世帯を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③世帯類型の推移

18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、平成7年以降、「夫婦と子どもと祖父母等／その他の親族世帯」の割合が低下し、「夫婦と子ども」と「ひとり親と子ども」の割合が増加しています。「ひとり親と子ども」の割合は、平成7年は3.4%でしたが、令和2年は9.2%となっており、茨城県平均（10.0%）、全国平均（11.1%）よりも低い割合となっています。



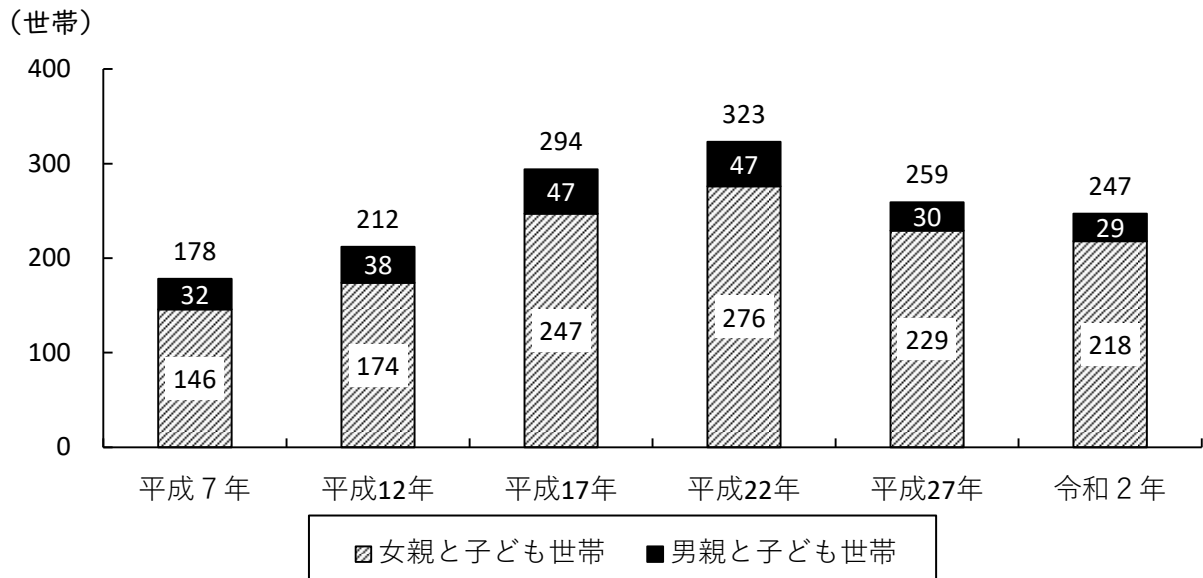
※「ひとり親と子ども」世帯：「男親と子どもからなる世帯」と「女親と子どもからなる世帯」の合計

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

④ひとり親と子ども世帯の状況

ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の世帯数は、平成7年以降増加傾向にあり、平成22年には「女親と子ども世帯」が276世帯、「男親と子ども世帯」が47世帯となっていました。平成27年から減少し、令和2年には「女親と子ども世帯」が218世帯、「男親と子ども世帯」が29世帯となっています。

【ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移】



※男親（女親）と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む。

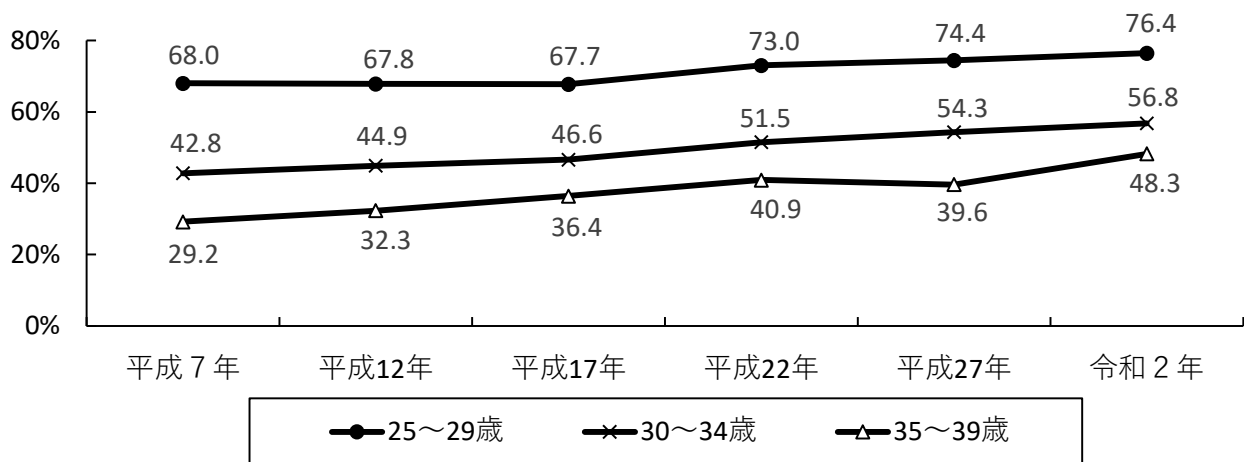
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 未婚の状況

少子化をもたらす背景の一つに晩婚・未婚化が挙げられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別でみると、平成7年では男性が29.2%、女性が7.0%でしたが、令和2年には男性が48.3%、女性が28.4%となっています。

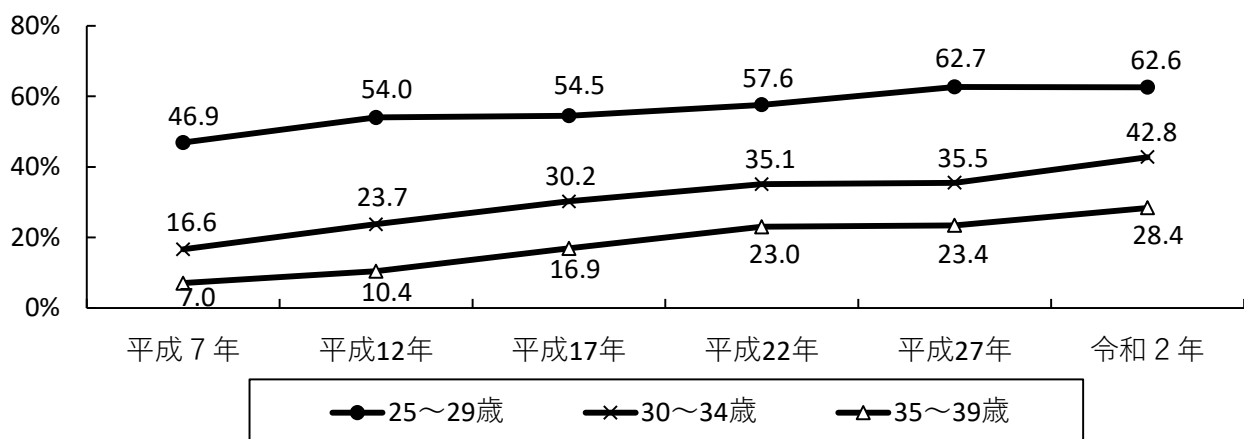
男性については、平成27年に若干低下しましたが、令和2年は増加に転じています。女性については、平成7年以降、増加傾向が続いています。

【未婚率の推移 男性(25～39歳)】



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

【未婚率の推移 女性(25～39歳)】

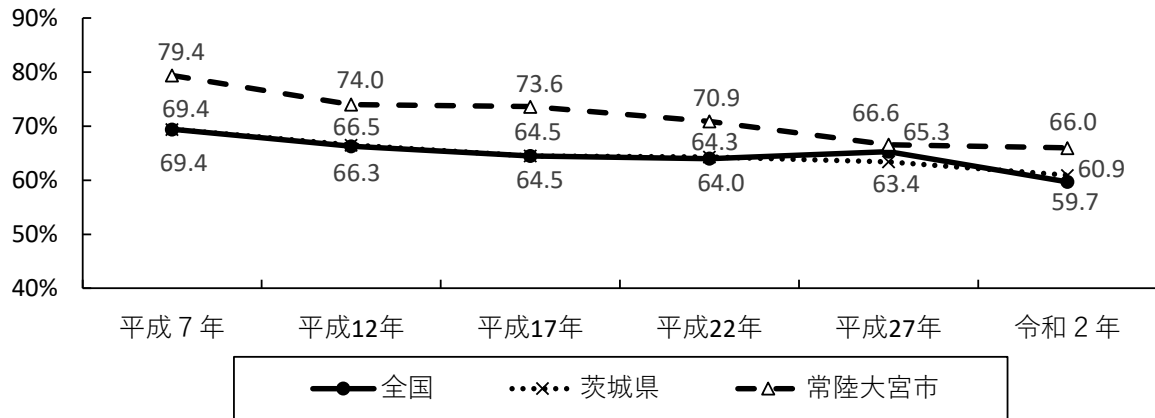


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

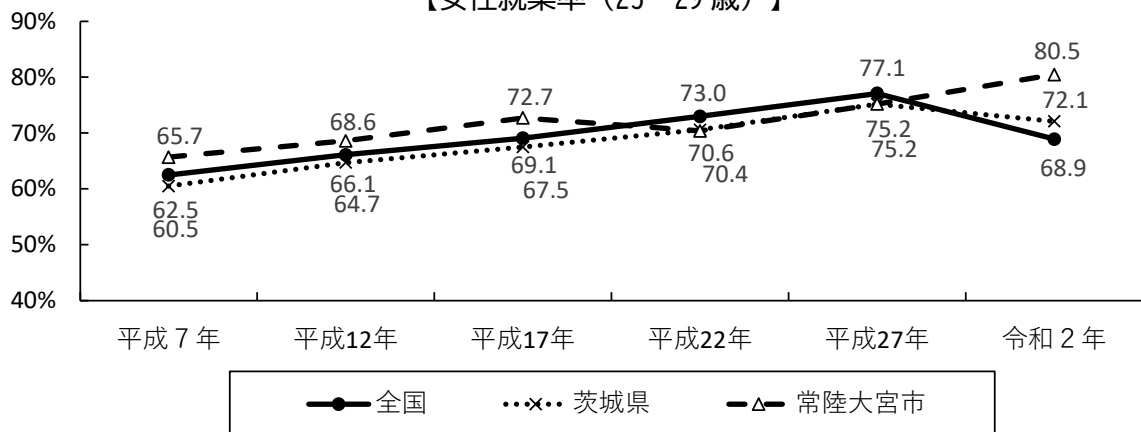
(5) 就労状況

平成7年以降、本市女性の就業率の推移をみると、25～29歳、30～34歳は増加傾向にある一方で、20～24歳は低下傾向で推移しています。また、全国、茨城県は令和2年に減少に転じていますが、本市女性は増加しており、高い値となっています。

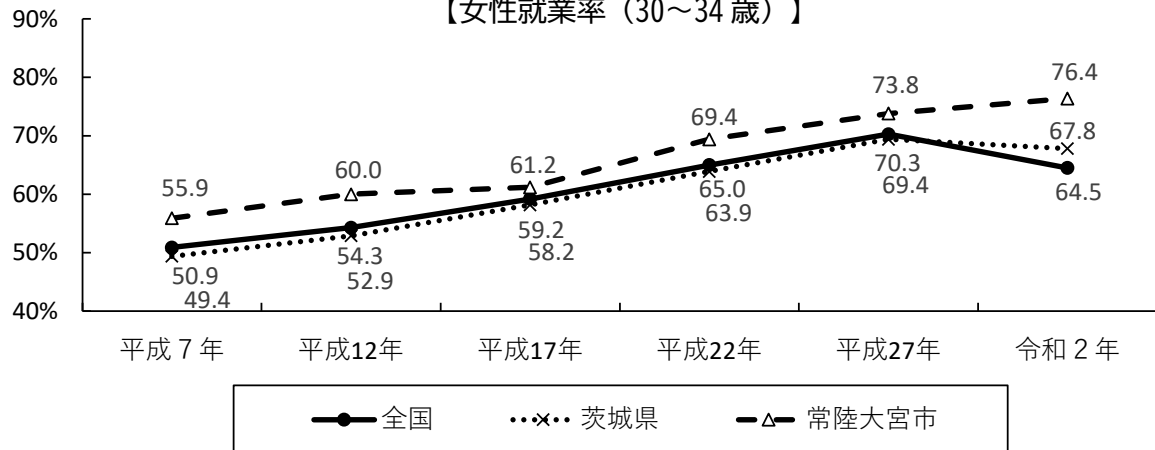
【女性就業率（20～24歳）】



【女性就業率（25～29歳）】



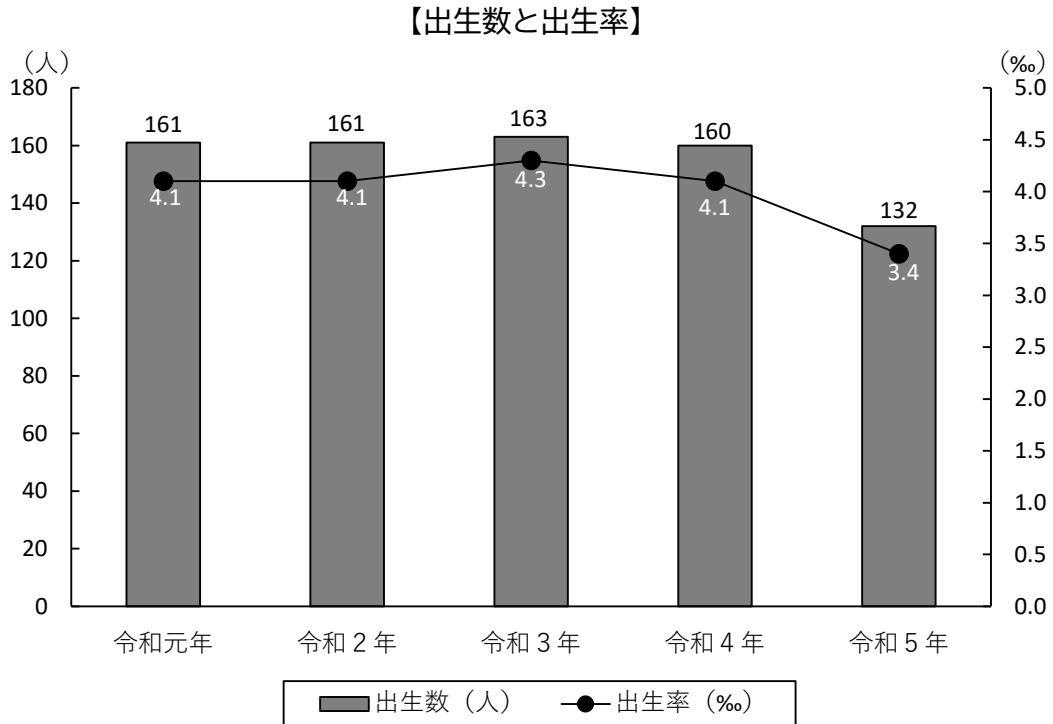
【女性就業率（30～34歳）】



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(6) 出生数・出生率

本市の出生数は令和元年では 161 人でしたが、令和 5 年では 132 人と 29 人減少しています。
出生数の減少に伴い、出生率（人口 1,000 人あたりの出生数）も減少推移しており、令和 5 年では 3.4 と、令和元年よりも 0.7 ポイント減少しています。



資料：市民課（人口動態）

2 子ども・子育て支援事業の現状

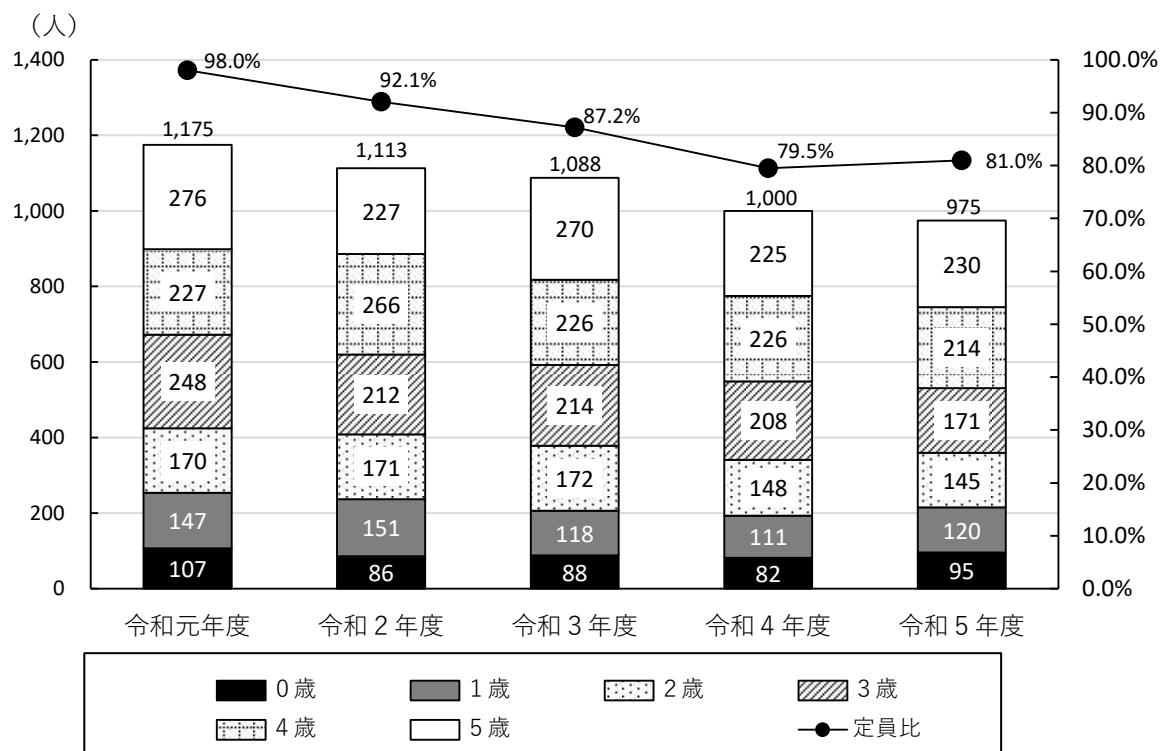
(1) 子ども・子育て支援事業(教育・保育サービス)の利用の現況

①教育・保育施設の利用状況の推移

教育・保育施設の利用者数は、令和元年度から令和5年度にかけて、年々減少しています。令和5年度では1,000人を下回り975人となっています。

教育・保育施設利用者数の定員に対する比率は減少していることから、定員を減らした施設もありますが、令和5年度では81.0%と、定員まで余裕が見られます。

【教育・保育施設の利用状況の推移】



②公立保育所の入所の状況

本市の公立の保育所は2か所、認定こども園は1か所あり、過去3か年の実績は下記のとおりです。

3か所とも、定員割れの状況が続いており、令和5年度時点では、山方保育所の入所率は47.8%、美和認定こども園の入所率は38.3%となっています。

【令和3年度】

(単位：人)

施設名	定員	在籍児童数							定員割れ	入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
大賀保育所※1	60	3	2	7	4	5	4	25	35	41.7%
山方保育所	90	1	7	10	11	10	16	55	35	61.1%
美和認定こども園※2	60	2	2	3	7	11	10	35	25	58.3%
計	210	6	11	20	22	26	30	115	95	54.8%

※1：大賀保育所は令和7年3月末で閉所

※2：美和認定こども園は、教育部分・保育部分を合計した在籍児童数

【令和4年度】

(単位：人)

施設名	定員	在籍児童数							定員割れ	入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
大賀保育所※1	60	3	2	2	7	4	5	23	37	38.3%
山方保育所	90	2	4	8	12	12	10	48	42	53.3%
美和認定こども園※2	60	1	2	3	3	7	11	27	33	45.0%
計	210	6	8	13	22	23	26	98	112	46.7%

※1：大賀保育所は令和7年3月末で閉所

※2：美和認定こども園は、教育部分・保育部分を合計した在籍児童数

【令和5年度】

(単位：人)

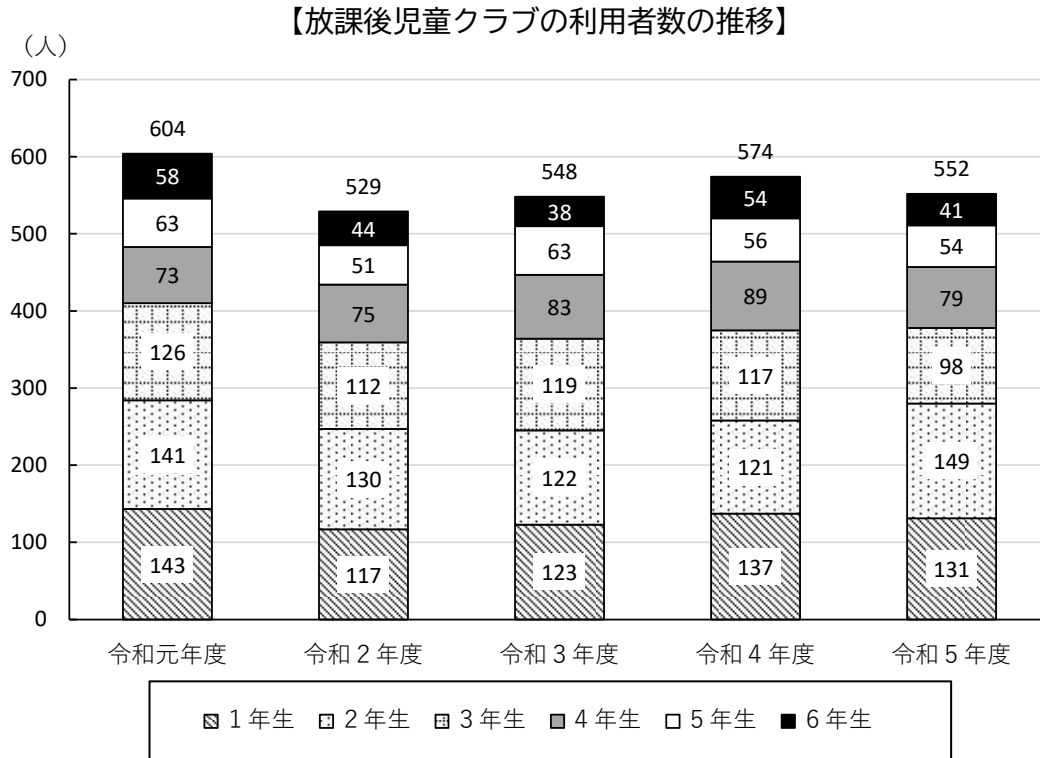
施設名	定員	在籍児童数							定員割れ	入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
大賀保育所※1	60	4	3	4	2	8	4	25	35	41.7%
山方保育所	90	3	1	6	8	12	13	43	47	47.8%
美和認定こども園※2	60	1	2	5	4	3	8	23	37	38.3%
計	210	8	6	15	14	23	25	91	119	43.3%

※1：大賀保育所は令和7年3月末で閉所

※2：美和認定こども園は、教育部分・保育部分を合計した在籍児童数

③放課後児童クラブの利用者数の推移

放課後児童クラブの利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度の利用者数は552人となっています。



④小学校における放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況

本市の小学校は11校となっており、そのうち、放課後児童クラブを実施しているのは6校、放課後子供教室を実施している学校は9校となっています。

放課後児童クラブと放課後子供教室の両方を実施しているのは、大賀小学校、山方小学校、山方南小学校、美和小学校、御前山小学校の5校です。

小学校名	放課後児童クラブ	放課後子供教室
村田小学校		○
上野小学校		○
大宮小学校	○	
大賀小学校	○	○
大宮北小学校		○
大宮西小学校	○	
山方小学校	○	○
山方南小学校	○※	○
美和小学校	○	○
緒川小学校		○
御前山小学校	○	○

※山方南小学校の児童クラブ利用希望者は、市で委託したハイヤーで移動し山方小学校の児童クラブを利用しています。

■ 放課後児童クラブと放課後子供教室の違い

項目	内容
放課後児童クラブ	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。 対象：保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に通う児童 （保護者の妊娠・出産や求職活動による場合も、一定期間児童クラブの利用が可能です。） ※妊娠・出産の場合 … 原則 産前8週、産後8週 ※求職中の場合 … 原則3か月
放課後子供教室	学校施設を活用し、放課後に子どもたちが一緒にのびのび過ごせる居場所、それが「放課後子供教室」です。 1年生から6年生までの希望する児童が参加でき、折り紙やお絵かき、将棋やオセロなどのゲーム、また自習や読書など自由に過ごすことができます。 他にも、外部指導の方たちの協力により、スポーツや工作といった学習プログラムも実施しています。

(2) 「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」の取組状況

① 幼児期の学校教育・保育

■ 1号認定～3号認定の対象と利用できる主な施設

認定区分	対象	主な施設
1号認定【教育標準時間認定】	・満3歳以上で教育を希望する子ども ※園により対象年齢が変わります。	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定【満3歳以上保育認定】	・満3歳以上で保育を希望する子ども	・保育所 ・認定こども園
3号認定【満3歳未満保育認定】	・満3歳未満で保育を希望する子ども	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育

教育・保育施設の利用状況は次のとおりで、いずれも待機児童数0人を達成しています。

1号認定は、利用定員数（実績値）が令和4年度をピークに減少していますが、入所者数も減少しており、近年では約6割の充足率となっています。

【1号認定の利用状況の推移】

（単位：人）

区分	年齢	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	3～5歳	量の見込み（計画値） ①	108	105	100	97	94
		認定者数（実績値） ②	129	113	114	114	90
		利用定員数（計画値） ③	172	172	172	172	172
		利用定員数（実績値） ④	172	211	221	197	157
		入所者数（実績値） ⑤	129	113	114	114	90
		量の見込み差（②－①） ⑥	21	8	14	17	▲4
		量の見込み乖離率 $ ((⑥/①) $ ⑦	19%	8%	14%	18%	4%
		利用定員差（④－③） ⑧	0	39	49	25	▲15
		利用定員過不足（④－②） ⑨	43	98	107	83	67
		未入所者数（②－⑤） ⑩	0	0	0	0	0
		待機児童数 ⑪	0	0	0	0	0

2号認定は、利用定員数を 600 人前後と計画していましたが、入所者数は 452 人～582 人となっており、約8割の充足率となっています。

【2号認定の利用状況の推移】

(単位：人)

区分	年齢	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
2号認定	3～5歳	量の見込み（計画値） ①	541	525	508	492	472
		認定者数（実績値） ②	571	582	533	495	452
		利用定員数（計画値） ③	619	612	606	600	593
		利用定員数（実績値） ④	645	635	636	614	596
		入所者数（実績値） ⑤	571	582	533	495	452
		量の見込み差（②－①） ⑥	30	57	25	3	▲20
		量の見込み乖離率 (⑥/①) ⑦	6%	11%	5%	1%	4%
		利用定員差（④－③） ⑧	26	23	30	14	3
		利用定員過不足（④－②） ⑨	74	53	103	119	144
		未入所者数（②－⑤） ⑩	0	0	0	0	0
		待機児童数 ⑪	0	0	0	0	0

3号認定の0歳は、100 人前後の利用定員数に対し、入所者数は 70 人前後で推移し、近年増加傾向を示しています。約6割～7割の充足率となっています。

【3号認定（0歳）の利用状況の推移】

(単位：人)

区分	年齢	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3号認定	0歳	量の見込み（計画値） ①	105	104	104	102	95
		認定者数（実績値） ②	56	64	59	68	70
		利用定員数（計画値） ③	85	97	97	97	97
		利用定員数（実績値） ④	94	98	102	106	102
		入所者数（実績値） ⑤	56	64	59	68	70
		量の見込み差（②－①） ⑥	▲49	▲40	▲45	▲34	▲25
		量の見込み乖離率 (⑥/①) ⑦	47%	38%	43%	33%	26%
		利用定員差（④－③） ⑧	9	1	5	9	5
		利用定員過不足（④－②） ⑨	38	34	43	38	32
		未入所者数（②－⑤） ⑩	0	0	0	0	0
		待機児童数 ⑪	0	0	0	0	0

3号認定の1歳は、150人前後の利用定員数に対し、令和2年度は131人でしたが、以降は100人強で推移しており、約7割の充足率となっています。

【3号認定（1歳）の利用状況の推移】

（単位：人）

区分	年齢	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3号認定	1歳	量の見込み（計画値） ①	121	119	117	116	113
		認定者数（実績値） ②	131	104	106	104	103
		利用定員数（計画値） ③	151	147	147	147	147
		利用定員数（実績値） ④	148	147	151	154	146
		入所者数（実績値） ⑤	131	104	106	104	103
		量の見込み差（②－①） ⑥	10	▲15	▲11	▲12	▲10
		量の見込み乖離率 $ (\text{⑥}/\text{①}) $ ⑦	8%	13%	9%	10%	9%
		利用定員差（④－③） ⑧	▲3	0	4	7	▲1
		利用定員過不足（④－②） ⑨	17	43	45	50	43
		未入所者数（②－⑤） ⑩	0	0	0	0	0
		待機児童数 ⑪	0	0	0	0	0

3号認定の2歳は、利用定員数を最大188人まで増加しましたが、入所者数は減少傾向を示しており、近年の充足率は約7割となっています。

【3号認定（2歳）の利用状況の推移】

（単位：人）

区分	年齢	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3号認定	2歳	量の見込み（計画値） ①	160	158	155	153	149
		認定者数（実績値） ②	156	154	130	124	129
		利用定員数（計画値） ③	163	159	159	159	159
		利用定員数（実績値） ④	162	169	173	188	178
		入所者数（実績値） ⑤	156	154	130	124	129
		量の見込み差（②－①） ⑥	▲4	▲4	▲25	▲29	▲20
		量の見込み乖離率 $ (\text{⑥}/\text{①}) $ ⑦	3%	3%	16%	19%	13%
		利用定員差（④－③） ⑧	▲1	10	14	29	19
		利用定員過不足（④－②） ⑨	6	15	43	64	49
		未入所者数（②－⑤） ⑩	0	0	0	0	0
		待機児童数 ⑪	0	0	0	0	0

②地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 利用者支援事業は、基本型及び母子保健型の2施設で継続できました。
- ◆ 地域子育て支援拠点事業は、7施設において計画しています。利用者は増加傾向にあります。
- ◆ 妊婦健康診査は、見込みの値に対して、実際の利用者数は余裕のある実績で推移しています。
- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業は、少子化に伴い延べ利用者数が減少傾向を示しています。
- ◆ 養育支援訪問事業は、延べ利用者数がおおむね少人数で推移しています。
- ◆ ショートステイ事業は、利用者数が少ない状況が続いています。令和5年では6件の利用がありました。
- ◆ トワイライトステイ事業は、令和4年度から開始した事業で、1施設で延べ7～8人が利用している状況が続いています。
- ◆ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、延べ32人の利用を見込み、約20～60人の利用で推移しており、利用計画の見直しを検討することが考えられます。
- ◆ 幼稚園型の一時預かり事業は、令和2年度2,000人以上でしたが、以降は急減傾向を示しています。
- ◆ 幼稚園型以外の一時預かり事業は、ばらつきはあるものの1,000人前後で推移しています。
- ◆ 延長保育事業は、15施設で約290人の利用を計画し、約40～230人の利用で推移しています。
- ◆ 病児・病後児保育事業は、3施設で約30～140人の利用実績がありました。
- ◆ 放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブが12か所、放課後子供教室が7か所で計画していましたが、放課後子供教室は施設数が令和5年度から9か所となりました。年々利用者が増加しています。

【利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の実績】

(単位：か所)

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	実施か所数	2	2	2	2	2
実績	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2

令和6年度は11月末現在

【地域子育て支援拠点事業の実績】

(単位：人回／月、か所)

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ利用者数 (量の見込み)	1,204	1,164	1,126	1,090	1,050
	実施か所数 (確保方策)	7	7	7	7	7
実績	延べ利用者数	436	521	710	727	349
	実施か所数	7	7	7	7	7

令和6年度は11月末現在

【妊婦健康診査の実績】

(単位：人回)

区分		量の見込み及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ利用者数 (量の見込み)	2,506	2,422	2,338	2,254	2,170
実績	延べ利用者数	1,984	2,013	1,810	1,763	712

令和6年度は9月末現在

【乳児家庭全戸訪問事業の実績】

(単位：人、か所)

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	実人数 (量の見込み)	185	179	173	167	161
	実施か所数 (確保方策)	1	1	1	1	1
実績	実人数	162	150	161	134	65
	実施か所数	1	1	1	1	1

令和6年度は11月末現在

【養育支援訪問事業等の実績】

(単位：人、か所)

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	実人数 (量の見込み)	12	12	12	12	12
	実施か所数 (確保方策)	1	1	1	1	1
実績	実人数	2	13	7	11	8
	実施か所数	1	1	1	1	1

令和6年度は11月末現在

【子育て短期支援事業の実績（ショートステイ）】

(単位：人、か所)

区分			計画及び実績				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ 利用者数	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保方策	3	3	3	3	3
	実施か所数 (確保方策)		3	3	3	3	3
実績	延べ利用者数		0	0	0	6	4
	実施か所数		4	4	4	4	4

令和6年度は11月末現在

【子育て短期支援事業の実績（トワイライトステイ）】

(単位：人日、か所)

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ利用者数 (量の見込み)	—	—	—	—	—
	実施か所数 (確保方策)	—	—	—	—	—
実績	延べ利用者数	—	—	8	8	7
	実施か所数	—	—	1	1	1

令和6年度は11月末現在

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績】

（単位：人日）

区分			計画及び実績				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	未就学児	延べ利用者数 （量の見込み）	20	20	20	20	20
	就学児	延べ利用者数 （量の見込み）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数 （確保方策）		32	32	32	32	32
実績	未就学児	延べ利用者数	0	0	1	36	31
	就学児	延べ利用者数	0	0	21	30	0
	計		0	0	22	66	31

令和6年度は10月末現在

【一時預かり事業の実績（幼稚園型）】

（単位：人日、か所）

区分			計画及び実績				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ利用者数 （量の見込み）		2,601	2,643	2,685	2,685	2,685
	実施か所数 （確保方策）		6	6	6	6	6
実績	延べ利用者数		2,527	1,373	511	67	0
	実施か所数		6	9	10	10	9

令和6年度は11月末現在

【一時預かり事業の実績（幼稚園型以外）】

（単位：人日、か所）

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ利用者数 （量の見込み）	1,578	1,603	1,629	1,629	1,629
	実施か所数 （確保方策）	14	14	14	14	14
実績	延べ利用者数 （量の見込み）	831	1,163	1,071	1,093	933
	実施か所数 （確保方策）	16	16	16	16	16

令和6年度は11月末現在

【延長保育事業の実績】

（単位：人、か所）

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	実人数 （量の見込み）	281	286	291	291	291
	実施か所数 （確保方策）	15	15	15	15	15
実績	実人数	42	237	226	162	140
	実施か所数	15	15	15	15	15

令和6年度は11月末現在

【病児・病後児保育事業の実績】

(単位：人日、か所)

区分		計画及び実績				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	延べ利用者数 (量の見込み)	284	284	284	284	284
	実施か所数 (確保方策)	3	3	3	3	3
実績	延べ利用者数	33	62	56	138	84
	実施か所数	3	3	3	3	3

令和6年度は11月末現在

【放課後児童健全育成事業の実績】

(単位：人、か所)

区分			計画及び実績				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	登録児童数 (量の見込み)		526	535	545	555	565
	放課後児童クラブ (確保方策)	実施か所数	12	12	12	12	12
		クラス数	19	19	19	19	19
		支援員数	54	54	54	54	54
	放課後子供教室 (確保方策)	実施か所数	7	7	7	7	7
実績	登録児童数		529	548	574	552	588
	放課後児童クラブ	実施か所数	12	12	12	12	12
		クラス数	19	19	19	19	20
		支援員数	82	95	100	102	106
	放課後子供教室	実施か所数	7	7	7	9	9

令和6年度は11月末現在

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

本市は、「常陸大宮市総合計画（ひたちおおみや未来創造ビジョン）」の基本計画の中で、

『人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち』

を将来像として掲げています。一人ひとりが自分らしく輝き、幸せを感じられ、安心して暮らせ、そして市民が誇りを持てるまちづくりをしようという意味が込められています。

また、総合計画の施策の大綱の柱の一つ（政策1）に、「**未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち**」として、子ども子育て・教育の支援政策を掲げています。安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組むことをうたっています。

コンパクトで便利なまちづくりを進め、子育て世代にも住み続けたいと思える取組を推進するとともに、子どもたちが健全に成長し、勉強やスポーツに親しみ、幸せで将来に夢を持てるように、教育環境の充実、子育て中の保護者への経済的支援、仕事と子育てを両立するための支援など、子育てサポートの取組を推進しています。

本計画では、これまでの成果を継承し、引き続き基本理念を次のとおりとし、よりきめ細かくニーズに合った保育・子育て支援を実現できるよう、計画を推進していきます。

1. 将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、愛情豊かな環境づくりを目指します
2. 安心して子どもを産み育てることができ、それを社会全体で祝福できるような環境づくりを目指します
3. 子育ての意義と喜びを実感でき、それを社会全体で支援できる様な環境づくりを目指します

(2) 計画の基本的視点

本計画の運用は、次の各視点から子ども・子育てに関するニーズに柔軟に対応します。

①子どもの視点

本計画の推進に当たっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を推進します。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。

③サービス利用者の視点

核家族化の進行などの社会環境の変化、市民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者ニーズの多様化など、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ包括的な取組を推進します。

④社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働により対策を推進します。

⑤仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しにより、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに対する意識の醸成や出生率の向上につながります。このような地域社会を構築できるように、行政をはじめ企業などの関係者が、創意工夫して事業を展開します。

また、仕事と生活の調和の実現には父親と母親の相互協力が必要です。子育ては父母や家族が協力して行うべきものという視点に立った取組を推進します。

⑥全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から取組を推進します。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、多様なニーズに対応した取組を進めます。

⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

本計画の推進に当たっては、様々な地域活動団体や森林などの豊かな自然環境、地域に受け継がれる伝統文化などもあることから、こうしたあらゆる地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取組を推進します。また、保育施設や学校施設などをはじめとする各種の公共施設を活用する取組を推進します。

⑧サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めます。

⑨地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本市の特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

(3) 計画の目標・基本施策

基本理念を実現するために、基本的視点やアンケート調査結果を踏まえて、「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き次の3つの目標を設定し、施策を推進します。

◆目標1 子どもをまち全体で支える体制をつくる

経済的に困難を抱える家庭や、障がいのある子ども、異なる文化的背景を持つ子どもなど、全ての子どもと家庭を対象に、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスをきめ細かく実施し、誰もが子育ての喜びを実感できるように施策の充実を図ります。

平成30年度からは障がい児福祉サービスの提供等を示した「常陸大宮市障害児福祉計画」に基づく各種施策を推進しており、本計画と整合を図り、保育施設において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行います。

基本施策(1): 地域における子育て支援

基本施策(2): 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

◆目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

仕事と家庭生活の調和を実現できるように、親の意識改革とともに職場環境づくりを促進します。

また、子どもたちが交通事故や犯罪の危険に遭わないように、生活環境・教育環境の整備・充実を目指して、明るく住みよい地域づくりを住民と地域、市が協働で推進します。

基本施策(1): 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策(2): 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策(3): 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保

◆目標3 子どもを慈しむまちをつくる

安心して子どもを産み、育てることができるように、母子保健事業を中核にした子どもと親の健康づくりを支援します。

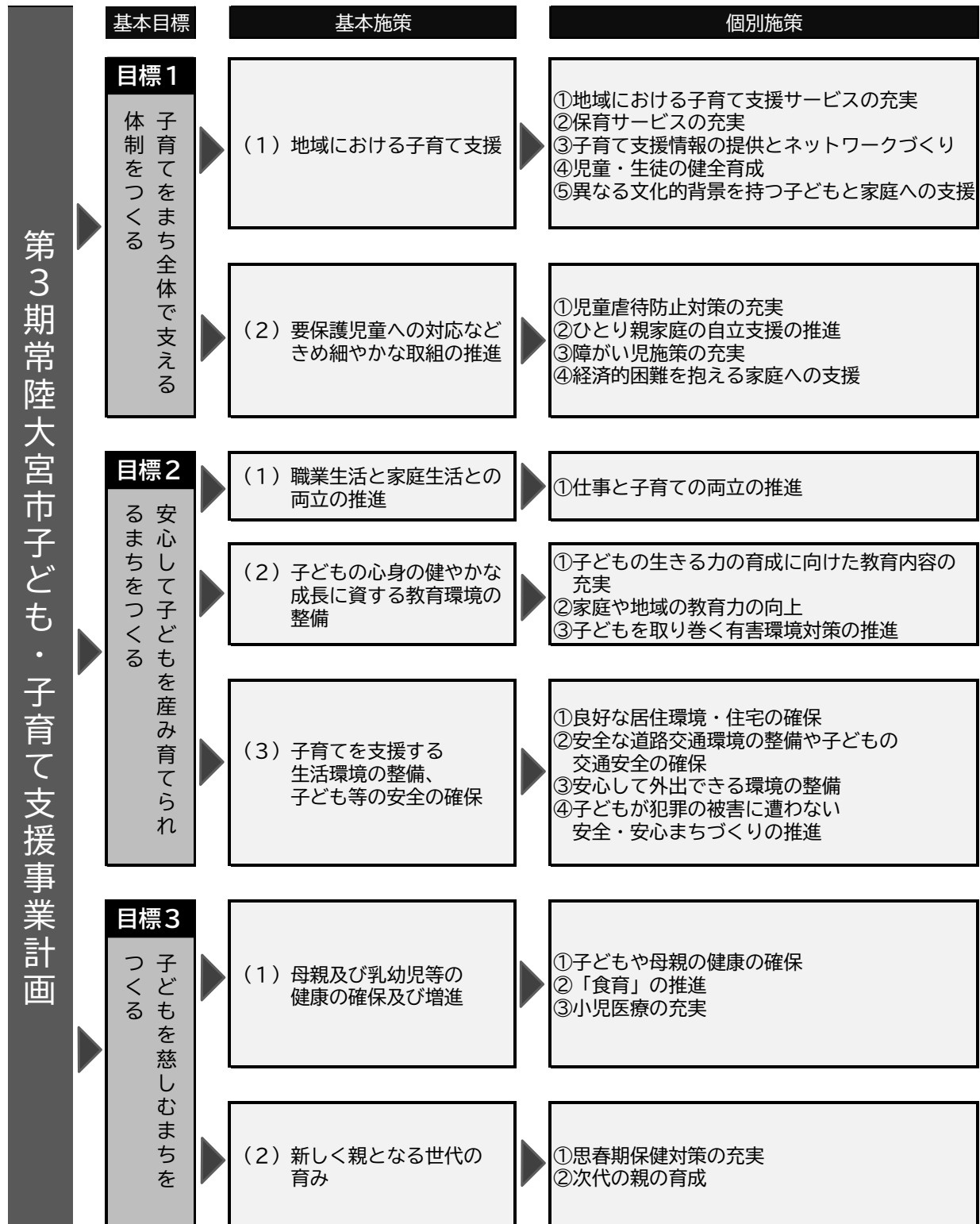
また、食育の推進による人間形成、思春期における悩みや不安に対する保健対策など次代の親となる世代の育成を図ります。

基本施策(1): 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進

基本施策(2): 新しく親となる世代の育み

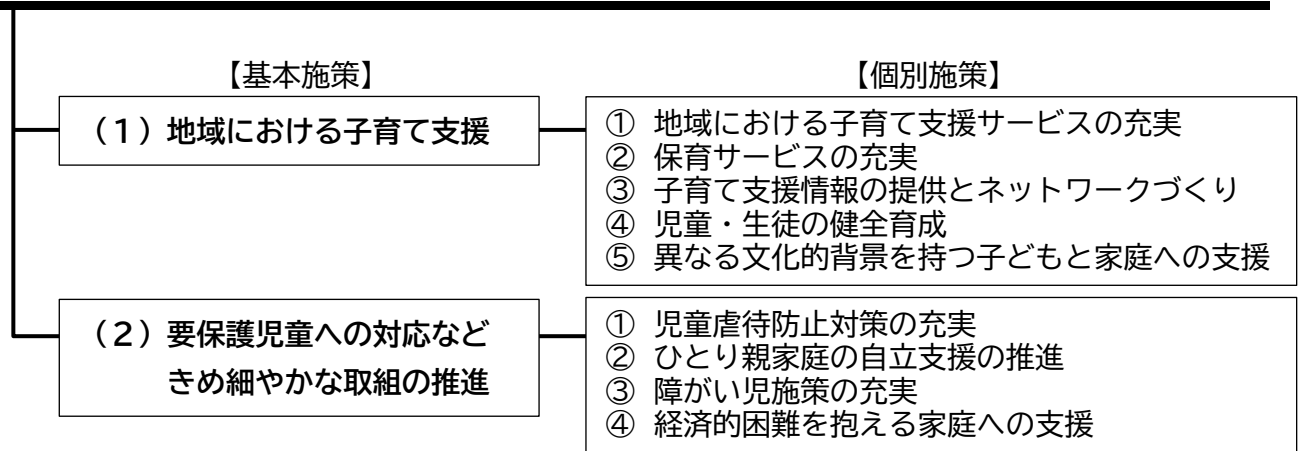
2 施策の体系

本計画の施策の体系は次のとおりです。



第4章 子ども・子育て支援策の展開

目標1 子どもをまち全体で支える体制をつくる



社会情勢と相まった子育て環境の多様化に伴い、関係機関と連携しつつ障がいを持った子どもを含めたニーズに適切かつ柔軟に対応した施策を展開します。

(1) 地域における子育て支援

①地域における子育て支援サービスの充実

妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を目指し、子育て世帯の様々なニーズに対応し、総合的な情報提供や子育て支援を推進します。

仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、援助を受けたい世帯と援助したい方との相互援助活動や、子育て世帯同士や専門的機能を活用した世代を超えた交流など、子育て支援に関するコミュニティを活性する様々な事業を推進します。

②保育サービスの充実

勤務形態の多様化や急病による預かり先、障がいのある子どもへの対応など、子育てに伴う多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、きめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

③子育て支援情報の提供とネットワークづくり

各種の保育サービスや幼児教育、母子保健事業など、子育てに関する支援情報をパンフレットやSNSなどを活用し、分かりやすく提供します。

④児童・生徒の健全育成

児童・生徒の健全育成にとって、放課後や長期休暇時における遊びやスポーツ活動、社会的な体験や自然とのふれあいなど、日常の学校生活だけでは得られない場や機会を提供するとともに、全ての児童が放課後に安心して活動ができるように努めます。

⑤異なる文化的背景を持つ子どもと家庭への支援

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域を踏まえつつ、国際感覚を持った人材の育成、国際的視野に立った地域づくり及び国際親善に寄与するため、異文化交流など海外との地域交流を推進します。

(2) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止活動については、「発生予防」事業、「啓発」事業、関係者によるネットワーク「要保護児童対策地域協議会」の活動などの充実を図り、地域住民の協力を仰ぎ、児童虐待を防止・根絶する方向に向けて事業を推進します。また、関係機関と情報共有を行い、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、きめ細かい相談事業や経済的支援事業の充実を図るとともに、経済的自立に向けた環境整備に努めます。

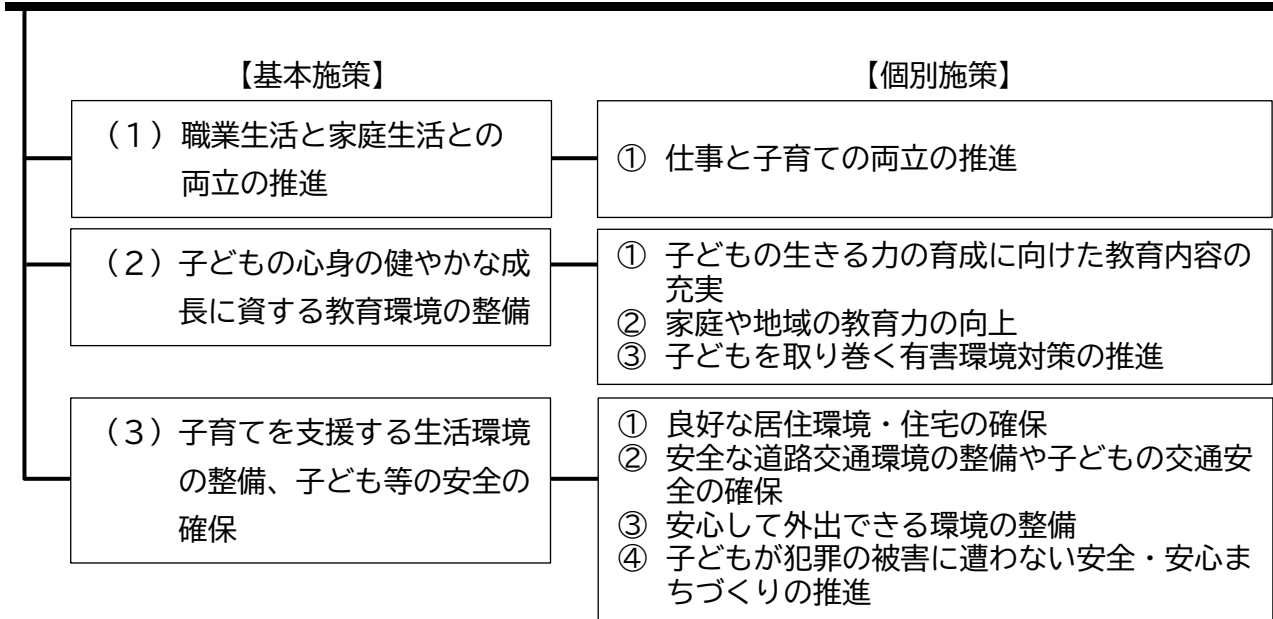
③障がい児施策の充実

障がいの早期発見・早期療育を基本とした乳幼児健診などの体制整備に努めるとともに、障がいの状況に応じた適切な保育・就学相談、適応指導、経済的支援を推進します。

④経済的困難を抱える家庭への支援

困窮の連鎖を断ち切るため、関係機関と連携してネットワークを構築、相談などの支援を推進するとともに、状況の把握に努め、学習支援や進路指導など必要な事業を推進します。

目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる



子育て世帯もワーク・ライフ・バランスを重視し、生活環境・教育環境の整備・充実とともに、安心安全に暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①仕事と子育ての両立の推進

保育サービスをはじめ各種の子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを含めた家庭生活と仕事との調和（ワーク・ライフ・バランス）や、性別による固定的な役割の分担意識の見直しなど、職場や家庭への広報・啓発・学習機会の充実を図ります。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①子どもの生きる力の育成に向けた教育内容の充実

次代の担い手である子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きるための確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の、知・徳・体をバランスよく育めるよう、教職員の質の向上を醸成し、教育環境の整備を推進します。

②家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、学校及び地域との連携の下に、地域における教育力を総合的に高め、より良い家庭教育を促進します。

③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」など法的規制措置の遵守を励行するとともに、青少年団体や関係機関、PTA、ボランティア等地域住民との連携・協力により、優良な地域環境づくりを推進します。

(3) 子育てを支援する生活の環境の整備、子ども等の安全の確保

①良好な居住環境・住宅の確保

子どもや子育て中の親子などが、身近な地域において、安心して遊び、過ごせるように公園や遊び場の維持・保全を図るとともに、全ての子どもが安心して遊べる施設の整備について検討し、安全で快適な居住空間を確保できる住宅政策を推進します。

②安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保

子どもを交通事故から守るため、教育・保育施設、学校、関係民間団体や警察との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室や体験学習等を実施し、安全教育を推進します。

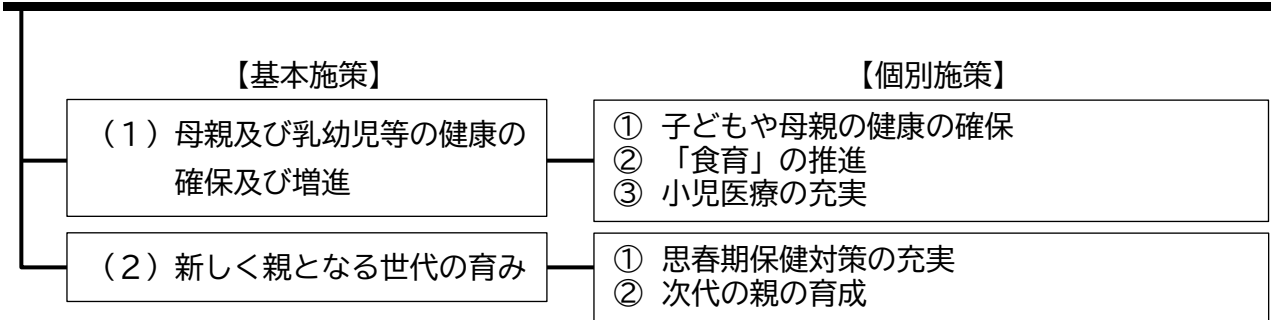
③安心して外出できる環境の整備

妊産婦などが安心して外出できるように「赤ちゃんの駅」の設置を推進し、子育て世代にやさしいまちづくりを推進します。

④子どもが犯罪の被害に遭わない安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪や危険に遭わないために、防犯対策のための環境づくりや、防犯体制の強化など、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

目標3 子どもを慈しむまちをつくる



(1) 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

母子保健に関わる事業を引き続き充実させるとともに、各種健診事業の取組を強化するなど、母子健康の確保を図ります。

②「食育」の推進

バランスの良い食事の習慣化や生活習慣病を予防するため、関係機関・団体、生産者・食品流通業者・外食産業など様々な分野の組織が連携して、親子で日頃の食生活の振り返りができるよう講話や実習、資料配付など地域全体で食育の充実を推進します。

また、乳幼児健診・相談での栄養指導や講話において、市で推進する有機野菜を配付しながら、子どもの成長に欠かせない野菜の栄養について周知します。

③小児医療の充実

小児医療の確保・充実に努め、特に救急医療について体制整備を図ります。

(2) 新しく親となる世代の育み

①思春期保健対策の充実

思春期における児童・生徒が命の尊さを学ぶ機会を充実させるとともに、健康に重大な影響を与える喫煙・飲酒・薬物乱用対策などの事業を推進します。

②次代の親の育成

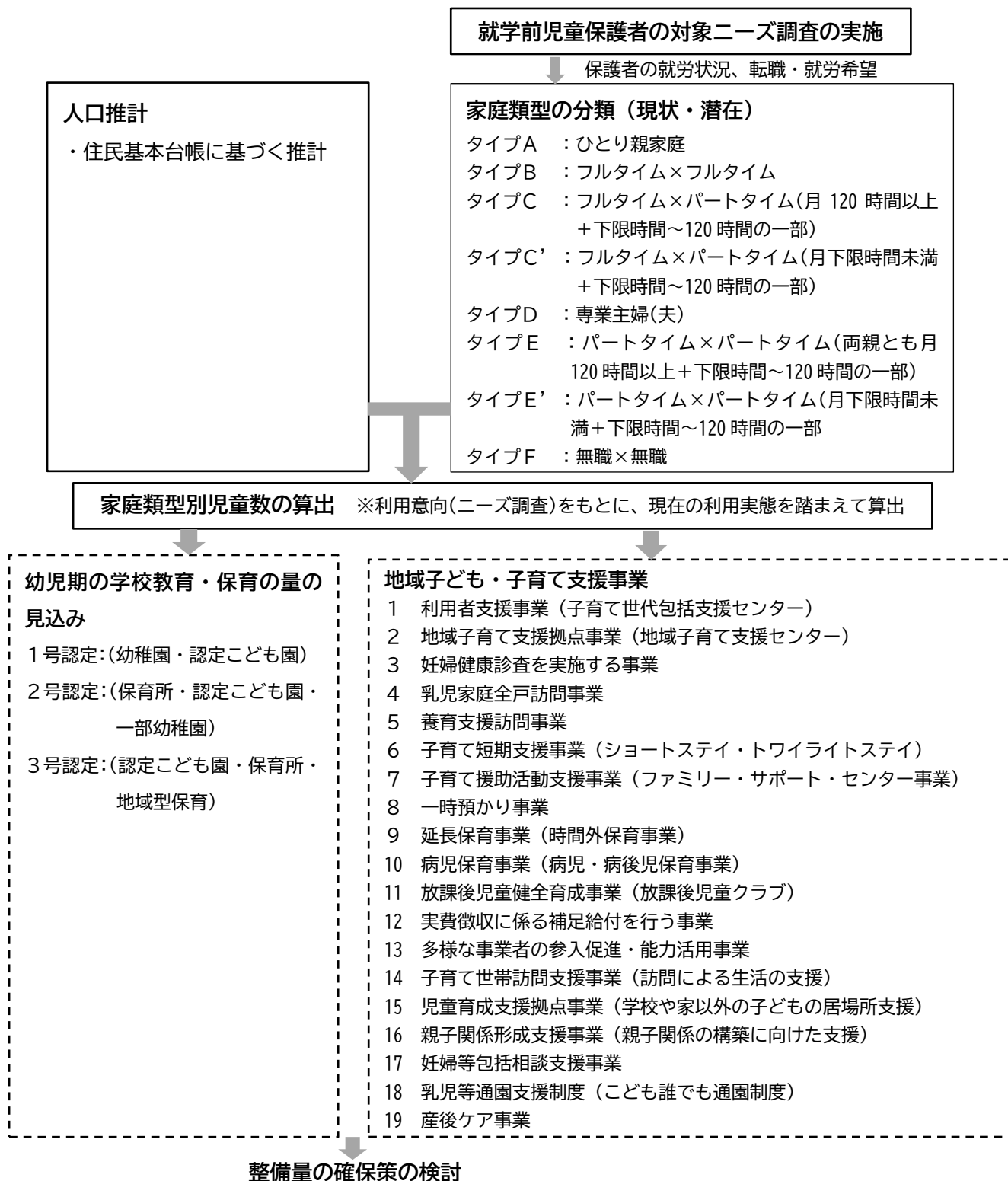
若い世代が今の身体の状態を知り、将来の妊娠や出産に関する正しい知識を習得し、自分の健康に向き合うための取組を推進します。また、男女の出会いや交流の場の創出を図り、結婚につながる取組を支援します。

第5章 子ども・子育て支援事業

1 事業量の推計

(1) 推計の流れ

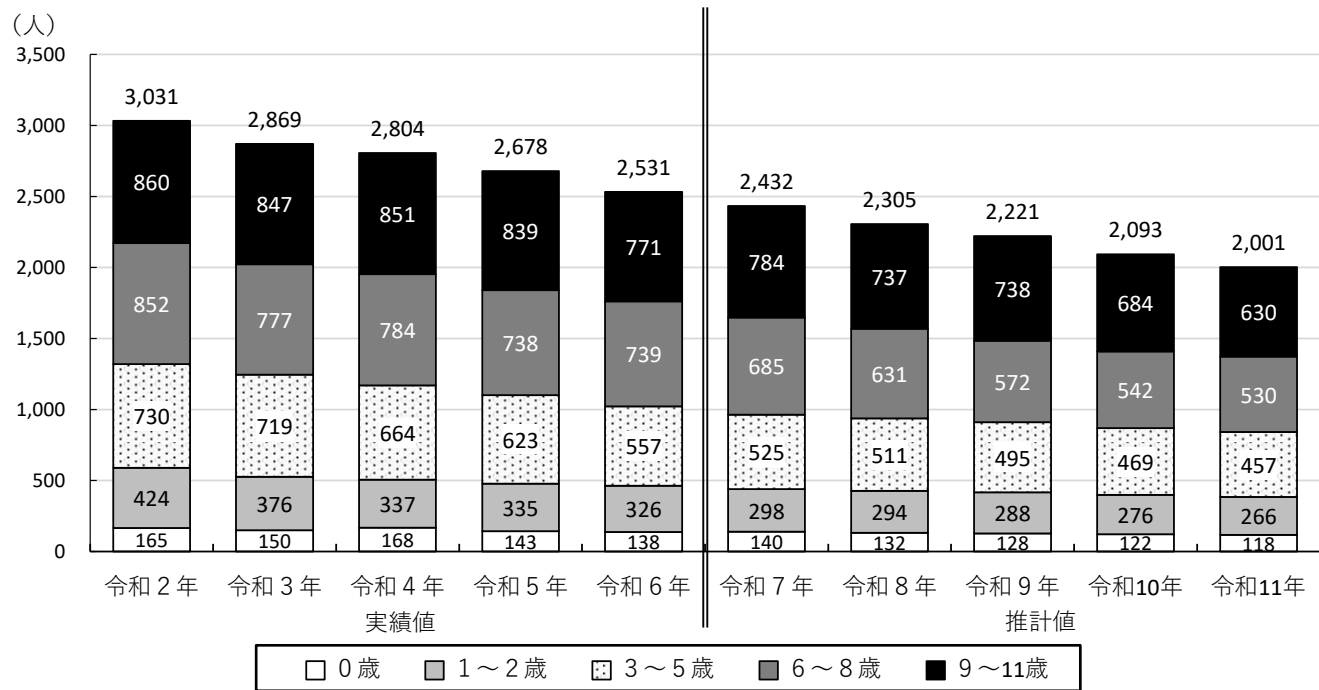
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、令和6年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計を行いました。



(2) 児童人口・家庭類型別児童数の推計

①児童人口の推計

住民基本台帳に基づく児童人口の実績・推計は次のとおりです。
(表・左は過去5年の実績値、表・右が今後5年間の推計値)



(単位：人)

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	165	150	168	143	138	140	132	128	122	118
1歳	206	173	163	171	151	145	147	139	135	129
2歳	218	203	174	164	175	153	147	149	141	137
3歳	227	224	211	176	169	180	158	152	154	146
4歳	273	225	226	215	173	170	181	159	153	155
5歳	230	270	227	232	215	175	172	184	162	156
6歳	284	236	271	230	234	217	177	175	187	165
7歳	266	280	232	274	232	235	218	178	176	188
8歳	302	261	281	234	273	233	236	219	179	177
9歳	278	304	264	279	235	273	233	236	219	179
10歳	269	278	303	258	277	232	270	230	233	216
11歳	313	265	284	302	259	279	234	272	232	235
合計	3,031	2,869	2,804	2,678	2,531	2,432	2,305	2,221	2,093	2,001

(各年4月1日)

②家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家庭類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。

潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

【潜在的な家庭類型（比率）】

（単位：％）

家庭 類型	現 在					潜 在				
		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳
タイプA	8.2	8.1	6.7	0.0	10.1	8.2	8.1	6.7	0.0	10.1
タイプB	44.9	51.4	58.3	50.6	41.0	49.3	56.8	63.3	53.2	45.5
タイプC	34.8	24.3	28.3	35.1	36.8	31.2	21.6	23.3	32.5	33.1
タイプC'	2.2	5.4	1.7	1.3	2.1	2.7	5.4	1.7	2.6	2.6
タイプD	9.6	10.8	5.0	13.0	9.5	8.3	8.1	5.0	11.7	8.2
タイプE	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
タイプE'	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
タイプF	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプC'：フルタイム×パートタイム（月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部） ・タイプD：専業主婦（夫） ・タイプE'：パートタイム×パートタイム（月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部） ・タイプF：無職×無職	1 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦家庭、就労時間短家庭＞
・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部） ・タイプE：パートタイム×パートタイム（両親とも月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	2 保育認定② （認定こども園及び保育所） 3 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
 ※ただし現在幼稚園利用	 2 保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

③幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を次のとおりとします。

児童数の減少に伴い認定の総数は減少傾向で推移すると想定されます。

【各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）】

（単位：人）

区分		推計				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数		963	937	911	867	841
3～5歳		525	511	495	469	457
0～2歳		438	426	416	398	384
0歳児		140	132	128	122	118
1歳児		145	147	139	135	129
2歳児		153	147	149	141	137
1号認定	幼稚園	89	87	84	80	78
	認定こども園（教育）					
2号認定	認定こども園（保育）	420	409	396	375	366
	保育所					
3号認定	0歳児	59	55	54	51	50
	1歳児	93	94	89	86	83
	2歳児	113	108	110	104	101

区分		対象年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間（4時間）	3～5歳	認定こども園、幼稚園
2号認定	保育短時間（8時間）	3～5歳	認定こども園、保育所
	保育標準時間（11時間）		
3号認定	保育短時間（8時間）	0～2歳	認定こども園、保育所、地域型保育事業所
	保育標準時間（11時間）		

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策など

(1) 教育・保育提供区域について

①教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

②区域設定

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言いえないことから、市全域を一つの教育・保育提供区域とすることとします。

(2) 子どものための教育・保育給付

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

【施設の類型】

	種類	内容
施設型給付	1. 幼稚園	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（学校教育法第22条）
	2. 保育所	保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする（児童福祉法第39条）
	3. 認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、教育・保育を一体的に行う施設で、地域の実情に応じ、4類型の中から選択して認定を受けることができる。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

【認定こども園の類型】

類型	法的性格	内容
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設	幼稚園機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	学校 (幼稚園＋保育所機能)	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園機能＋保育所機能	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

各認定が見込まれる児童数は減少傾向で推移することが想定されるため、実績と既存の確保策を勘案した定員で対応可能と見込みます。

【教育・保育の量の見込みに対する確保策】

(単位：人)

区分			計画					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の 見込み	児童数		525	511	495	469	457	
	1号	幼稚園	89	87	84	80	78	
		認定こども園（教育）						
	2号	認定こども園（保育）	420	409	396	375	366	
		保育所						
	3号	0歳児	59	55	54	51	50	
		1歳児	93	94	89	86	83	
		2歳児	113	108	110	104	101	
	確保策	1号	幼稚園・認定こども園		147	147	147	147
2号		幼稚園・認定こども園・保育所※		512	522	528	528	528
3号		0歳児	特定教育・保育施設	76	76	76	76	76
			特定地域型保育	17	17	17	17	17
			その他	6	6	6	6	6
			計	99	99	99	99	99
		1歳児	特定教育・保育施設	128	128	128	128	128
			特定地域型保育	12	12	12	12	12
			その他	3	3	3	3	3
			計	143	143	143	143	143
		2歳児	特定教育・保育施設	156	156	156	156	156
			特定地域型保育	13	13	13	13	13
			その他	3	3	3	3	3
			計	172	172	172	172	172

※令和7年度・令和8年度については、隣市である「那珂市」の量の見込み不足分を、本市で補う（確保方策加算）計算

(3) 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ③妊婦健康診査を実施する事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- ⑮児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- ⑯親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲産後ケア事業

※⑫、⑬、⑭、⑯の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

※⑭から⑲は、本計画からの新規及び追加事業となります。

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子どもまたはその保護者、もしくは妊娠している方に対し、身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、こどもセンター内で子育て世代包括支援センターとして実施しています。

【子育て世代包括支援センターの量の見込みに対する確保策】

（単位：か所数）

区分		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（実施か所数）		2	2	2	2	2
確保策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

児童数の減少や共働きの保護者が増加することにより、利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

本市では、こどもセンター内に子育て広場、公立保育所のほか私立保育園等に地域子育て支援センターを設置し実施しています。

【地域子育て支援センターの量の見込みに対する確保策】

（単位：人、か所）

区分		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ利用者数※月当たり）		599	599	599	599	599
確保策（実施か所数）		7	7	7	7	7

③妊婦健康診査を実施する事業

妊婦は出産するまで、産婦は産後2週間及び1か月健診にかかる費用を助成する事業です。

対象者数（人口推計の次年度の0歳児人口を対象者と想定）は、年間14回検診を受けることを想定した延べ人数で、減少傾向で推移すると見込まれます。

【妊婦健診の量の見込みに対する確保策】

（単位：人）

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用者数）	1,848	1,792	1,708	1,652	1,596
確保策（実施機関）	健康推進課				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握、子育てに関する相談・助言等の支援を行う事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は130人程度で、減少傾向で推移すると想定されます。

【乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに対する確保策】

（単位：人、か所）

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	140	132	128	122	118
確保策（実施機関）	健康推進課・こども課				

⑤養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児、養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

児童数の減少が想定される一方で、支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、訪問家庭件数は12件程度を見込みます。

家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会（常陸大宮市子ども家庭支援ネットワーク）の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

【養育支援訪問事業の量の見込みに対する確保策】

（単位：件、か所）

区分	計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（訪問家庭件数）	12	12	12	12	12
確保策（実施機関）	こどもセンター・健康推進課				

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

トワイライトステイ事業は、平日夜間や休日に保護者が仕事やその他の理由で不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合等に利用できる事業です。

いずれも本市において、支援が必要と思われる世帯は延べ5人程度と想定されることから広報紙等を活用しPRの強化に努めます。

【ショートステイの量の見込みに対する確保策】

（単位：人日、か所）

区分		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）		5	5	5	5	5
確保策	延べ人数	5	5	5	5	5
	実施か所数	5	5	5	5	5

【トワイライトステイの量の見込みに対する確保策】

（単位：人日、か所）

区分		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）		8	8	8	8	8
確保策	延べ人数	8	8	8	8	8
	実施か所数	1	1	1	1	1

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡、調整を行い、地域における子育ての相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など、多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

※一時預かり事業の利用者数は別途計上しているため、本事業には含みません。

子育て世帯からの利用ニーズが低いことから実質的な利用は少ないですが、サービス向上の観点からも引き続きPRを強化するとともに会員の増加につながる対策を図っていきます。

【ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みに対する確保策】

（単位：人日）

区分	計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	37	34	33	31	29
未就学児	0	0	0	0	0
就学時	37	34	33	31	29
確保策（延べ人数）	86	86	86	86	86
未就学児	20	20	20	20	20
就学時	66	66	66	66	66

⑧一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭で保育することが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に日中において、教育・保育施設等で一時的に預かる事業です。

在宅児童や登園日以外の利用では、700 人程度の利用者数が見込まれることから、15 施設において延べ 1,040 人の確保を計画します。

【在宅児童や登園日以外の利用の量の見込みに対する確保策】

(単位：人、か所)

区分		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）		838	815	793	754	732
確保策	延べ人数	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	実施か所数	15	15	15	15	15

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

保育施設等利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。児童数は減少傾向にありますが、保護者の就労形態の多様化により、延長保育のニーズは増加すると想定されることから、現状程度の利用人数を見込みます。

【延長保育事業の量の見込みに対する確保策】

(単位：人、か所)

区分		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（実人数）		173	169	164	156	151
確保策	実人数	173	169	164	156	151
	実施か所数	14	14	14	14	14

⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育施設の医務室等で緊急的な対応等を行う事業です。

本市においては、病児保育1施設、病後児保育2施設で受け入れを行っています。今後もサービス内容の充実について検討を進めていきます。

【病児・病後児保育事業の量の見込みに対する確保策】

（単位：人日、か所）

区分			計画				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）			86	83	81	77	75
確保策	病児対応型	延べ人数	71	69	68	65	64
		実施か所数	1	1	1	1	1
	病後児対応型	延べ人数	142	138	136	130	128
		実施か所数	2	2	2	2	2
	送迎対応	延べ人数	5	5	5	5	5

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

児童数が減少する一方で、就労形態の多様化により、更にニーズが高くなると想定され、低学年は300人前後で推移すると想定されます。

現在、市内には12クラブ（公立6か所、私立6か所）があり、待機児童はいませんが、施設及びクラスを拡充して事業の展開を推進します。

【放課後児童クラブの量の見込みに対する確保策】

（単位：人、か所）

区分			計画				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（登録者数）			394	363	339	321	306
	低学年		258	236	214	204	200
	高学年		136	127	125	117	106
確保策	登録者数		394	363	339	321	306
	放課後児童 クラブ	実施か所数	13	13	13	13	13
		クラス数	20	20	20	20	20
		支援員数	108	108	108	108	108
	放課後 子供教室	実施か所数	9	9	9	9	9

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

保育の無償化に伴い、低所得者層に対して保育料負担は実質ゼロとなっています。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保策」では、事業所内保育等の地域型保育給付により充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

新設事業の一つで、18 歳未満の子どもを育てる家庭を支援する事業です。支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的としています。

※現在、本市では該当事業が無く、今後のニーズ次第で対応を検討していきます。

⑮児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

新設事業の一つで、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント（評価・判断）し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【児童育成支援拠点事業の量の見込に対する確保策】

（単位：人）

区分	計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用者数）	47	47	47	47	47
確保策（利用者数）	47	47	47	47	47

⑩親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

新設事業の一つで、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対して、情報提供や相談、助言を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る支援事業です。保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換できる場も提供されます。

※情報提供や相談等はこどもセンターで行っていますが、今後拡充を検討していきます。

⑪妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

【妊婦等包括相談支援事業の量の見込みに対する確保策】

（単位：回、か所）

		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （面談実施合計回数）		396	384	366	354	342
確保策	こどもセンター 面談回数	3	3	3	3	3
	上記以外 面談回数	0	0	0	0	0
	合計面談回数	396	384	366	354	342
	実施か所数	1	1	1	1	1

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みに対する確保策】

(単位：人、か所)

		計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳児	量の見込み（延べ人数）	—	36	36	36	24
	確保策（延べ人数）	—	48	48	48	48
1 歳児	量の見込み（延べ人数）	—	48	36	36	36
	確保策（延べ人数）	—	48	48	48	48
2 歳児	量の見込み（延べ人数）	—	36	36	36	36
	確保策（延べ人数）	—	48	48	48	48
実施か所数		—	13	13	13	13

⑲産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう、出産後1年未満の母子を対象に、産科医療機関及び茨城県助産師会へ委託し、医療機関での宿泊や日帰り、ご自宅への訪問による乳房のケア等の相談を行います。

【産後ケア事業の量の見込みに対する確保策】

(単位：人)

	計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	46	46	46	46	46
確保策（延べ人数）	46	46	46	46	46

(4) その他の推進方策

① 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する茨城県が行う施策との連携

市は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

⑤ 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	新制度の幼稚園については、月額上限 2.57 万円として利用料が無償化。
認可保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子ども利用料が無償化。
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
	特別支援学校の幼稚園部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化。
	認可外（無認可）保育所	0～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合、3～5歳は月額 3.7 万円までの利用料が無償化され、0～2歳は、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、3～5歳までの場合月額 3.7 万円、0～2歳までの住民税非課税世帯の場合月額 4.2 万円までの利用料が無償化。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(1) 関係機関との連携

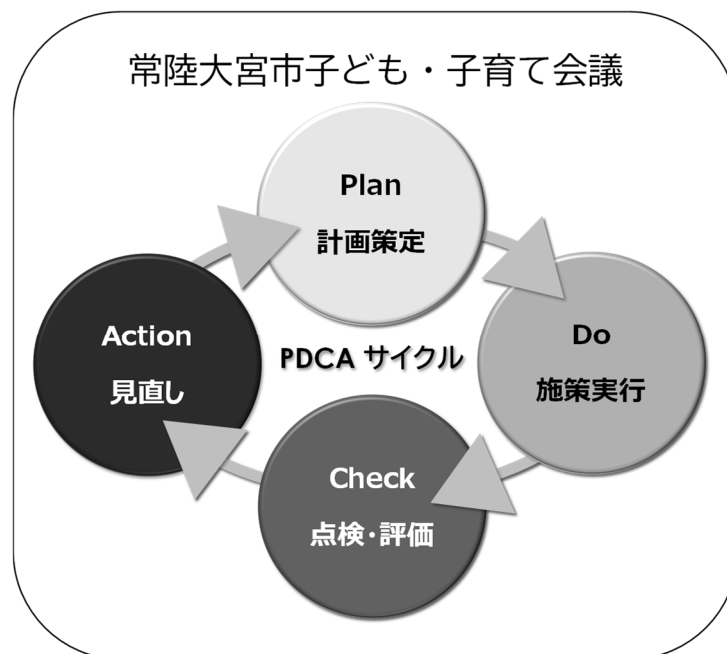
児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

2 進捗状況の管理

本計画に基づき施策を検討し、毎年度「個別事業計画」を策定します。各個別実施事業については、各年度において点検、評価を実施し、目的達成度等を踏まえ、必要な事業に更新することにより、計画を推進します。

点検、評価の結果は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置が定められている「子ども・子育て会議」で報告し、必要な事業等を協議するとともに、ホームページ等で公表します。

なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。



資料編

1 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

令和2年3月に策定した「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することに伴い、引き続き家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、未来を担う全ての子どもたちの幸せを第一に考え、全ての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができるよう、子どもの出生から自立に至るまで、一貫性・継続性のある支援に努めていくため、「第3期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定するにあたり、子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望等をお聞きするアンケート調査を実施しました。

①調査対象者

調査区分	調査対象者数	備考
就学前児童保護者	790 人	市内在住の就学前児童
小学生保護者	1,123 人	市内在住で市内の小学校に通う児童

②実施概要

- 調査地域：常陸大宮市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送による配布・回収
小学校、認定こども園、保育所を通じて配布・回収
- 調査期間：令和6年6月27日（木）～令和6年7月19日（金）

③回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	790 人	631	79.9%
小学生保護者	1,123 人	967	86.1%
合計	1,913 人	1,598	83.5%

④報告書をみる際の留意点

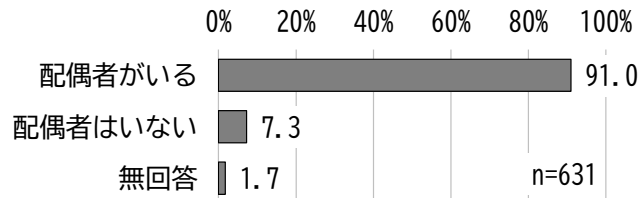
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。

（２）就学前調査結果の概要

①子どもと家族の状況

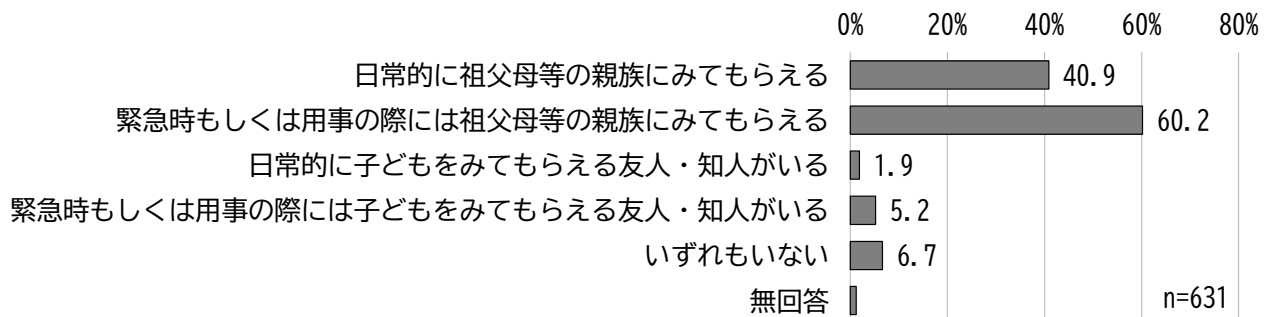
○配偶者の有無（ひとり親世帯）

回答者の配偶者の有無については、「配偶者がいる」が 91.0%、「配偶者はいない」が 7.3%となっています。



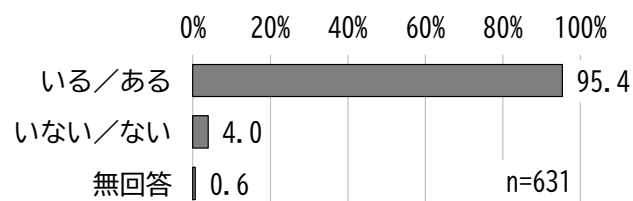
○子どもをみてもらえる人

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60.2%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 40.9%となっています。



○子育てについて気軽に相談できる人

子育てについて気軽に相談できる人または場所の有無については、「いる／ある」が 95.4%、「いない／ない」が 4.0%となっています。

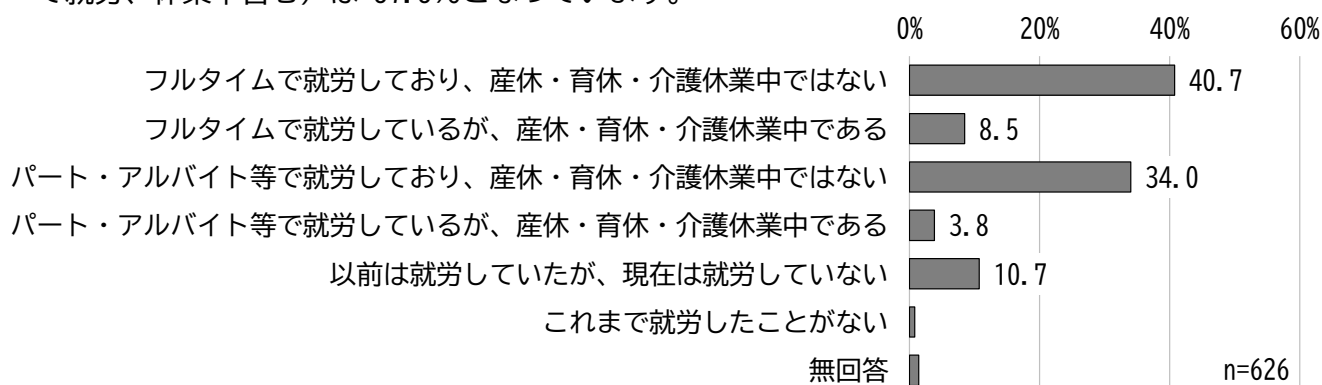


②保護者の就労状況

○母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 40.7%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 34.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 10.7%となっています。

年齢階級別にみると、3歳以上では就労している方（フルタイム、パート・アルバイトなどで就労、休業中含む）は 87.8%となっています。



◆母親の現在の就労状況（年齢階級別・地域別）

単位 上段：回答者数（人）、下段：構成比（%）

		n	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
回答者全体		626	255	53	213	24	67	5	9
		100.0	40.7	8.5	34.0	3.8	10.7	0.8	1.4
年齢階級別	0歳	40	9	13	8	2	6	2	0
		100.0	22.5	32.5	20.0	5.0	15.0	5.0	0.0
	1・2歳	153	71	15	44	8	15	0	0
		100.0	46.4	9.8	28.8	5.2	9.8	0.0	0.0
	3歳以上	418	174	22	158	13	41	3	7
		100.0	41.6	5.3	37.8	3.1	9.8	0.7	1.7
地域別	大宮	491	204	41	160	22	54	4	6
		100.0	41.5	8.4	32.6	4.5	11.0	0.8	1.2
	山方	50	20	3	22	1	3	1	0
		100.0	40.0	6.0	44.0	2.0	6.0	2.0	0.0
	美和	12	6	0	5	0	1	0	0
		100.0	50.0	0.0	41.7	0.0	8.3	0.0	0.0
	緒川	32	11	2	14	1	3		1
		100.0	34.4	6.3	43.8	3.1	9.4	0.0	3.1
	御前山	25	12	2	7	0	4	0	0
		100.0	48.0	8.0	28.0	0.0	16.0	0.0	0.0

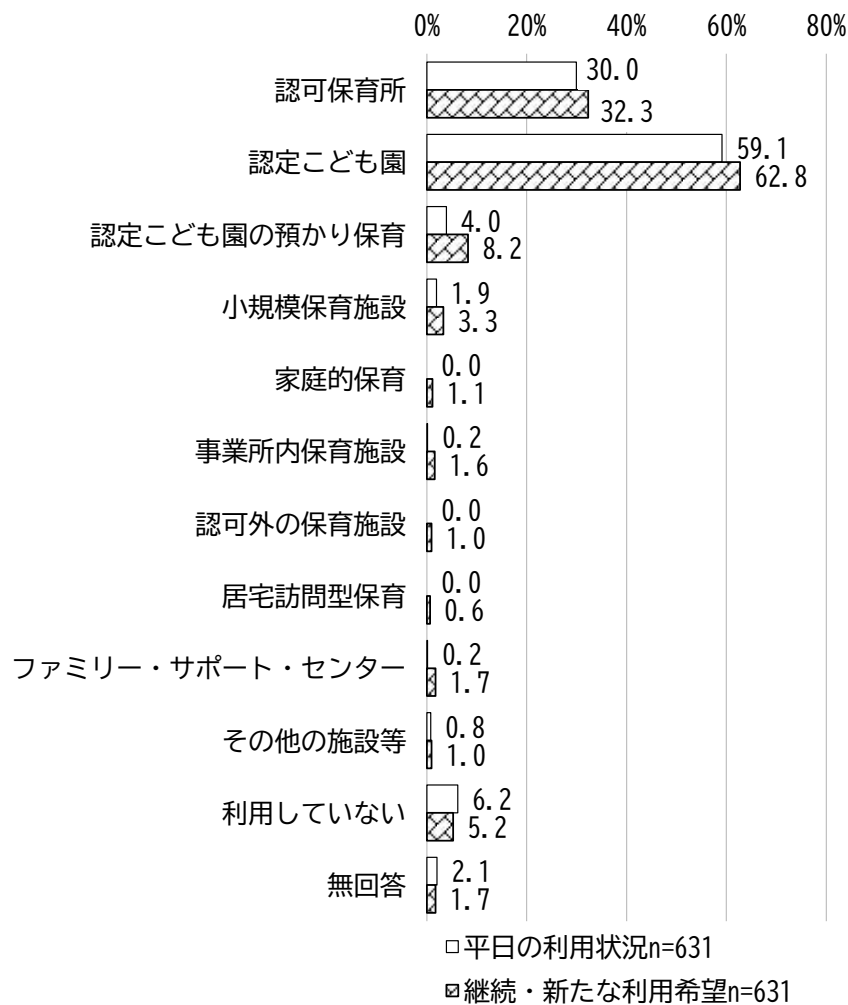
※父子家庭は除いてあります

③保育所や幼稚園などの利用状況など

○平日の利用状況と継続・新たな利用希望

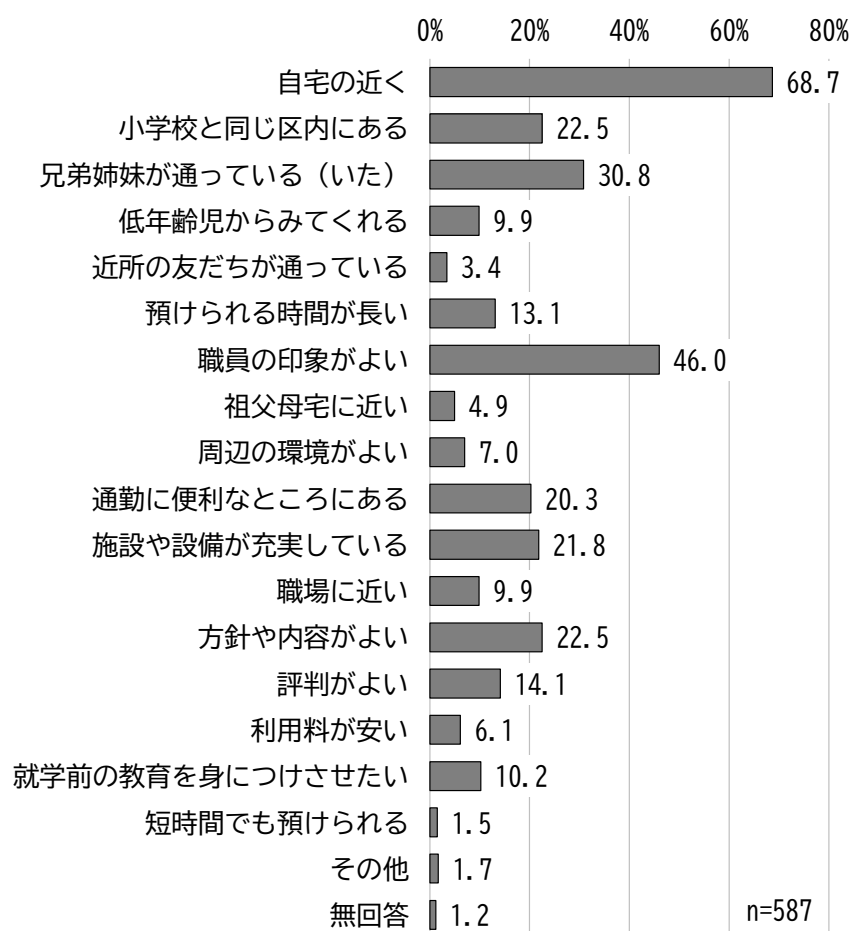
平日の利用状況は、「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」が 59.1%で最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 30.0%となっています。

継続・新たな利用希望については、「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」が 62.8%で最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 32.3%となっています。



○保育所や幼稚園等を選ぶときの重視点

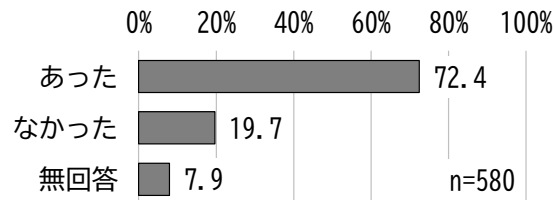
保育所や幼稚園等を選ぶときに重視する点については、「自宅の近く」が 68.7%で最も高く、次いで「職員の印象がよい」が 46.0%、「兄弟姉妹が通っている（いた）」が 30.8%となっています。



④病児・病後児保育について

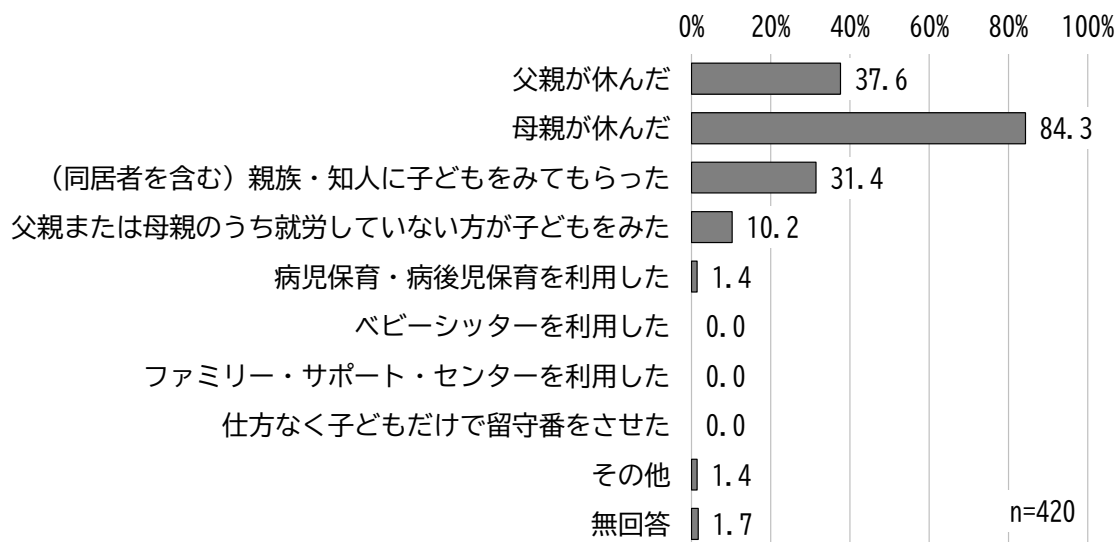
○病気やケガで園などを利用できなかったこと

この1年間に、お子さんの病気やケガで定期的に利用している事業が利用できなかった経験については、「あった」が72.4%、「なかった」が19.7%となっています。



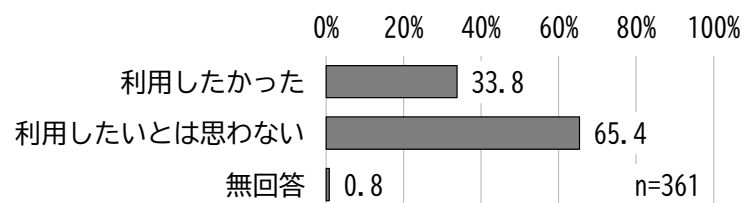
○対処方法

お子さんの病気やケガで定期的に利用している事業が利用できなかった場合における、この1年間の対処方法については、「母親が休んだ」が84.3%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が37.6%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が31.4%となっています。



○病児・病後児保育の利用

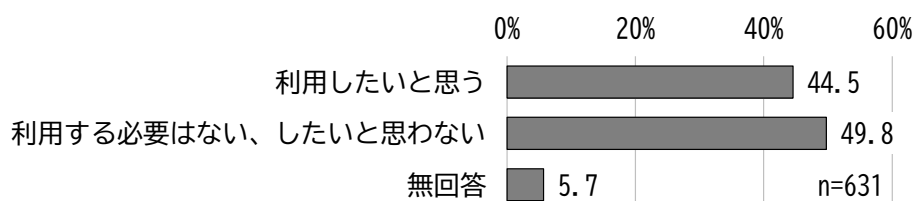
病児・病後児のための保育施設などの利用希望については、「利用したかった」が33.8%、「利用したいとは思わない」が65.4%となっています。



⑤不定期の一時預かりについて

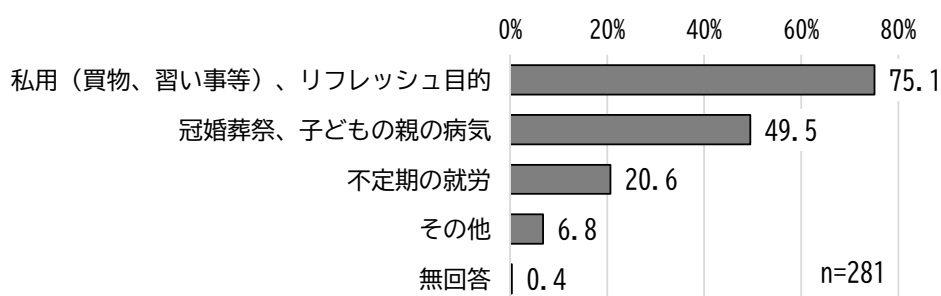
○一時預かりの利用意向

私用などの目的での一時預かりの利用希望については、「利用したいと思う」が 44.5%、「利用する必要はない、したいと思わない」が 49.8%となっています。



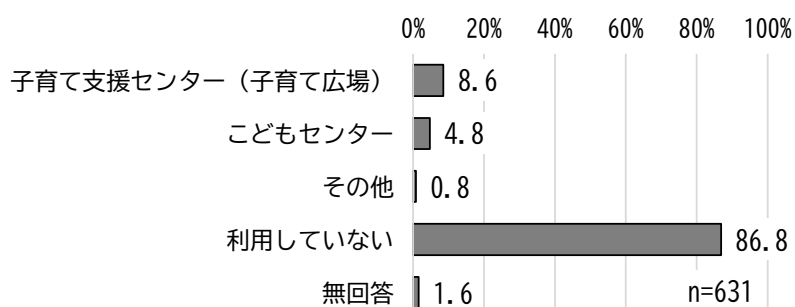
○一時預かりの利用理由

利用目的については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 75.1%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が 49.5%、「不定期の就労」が 20.6%となっています。



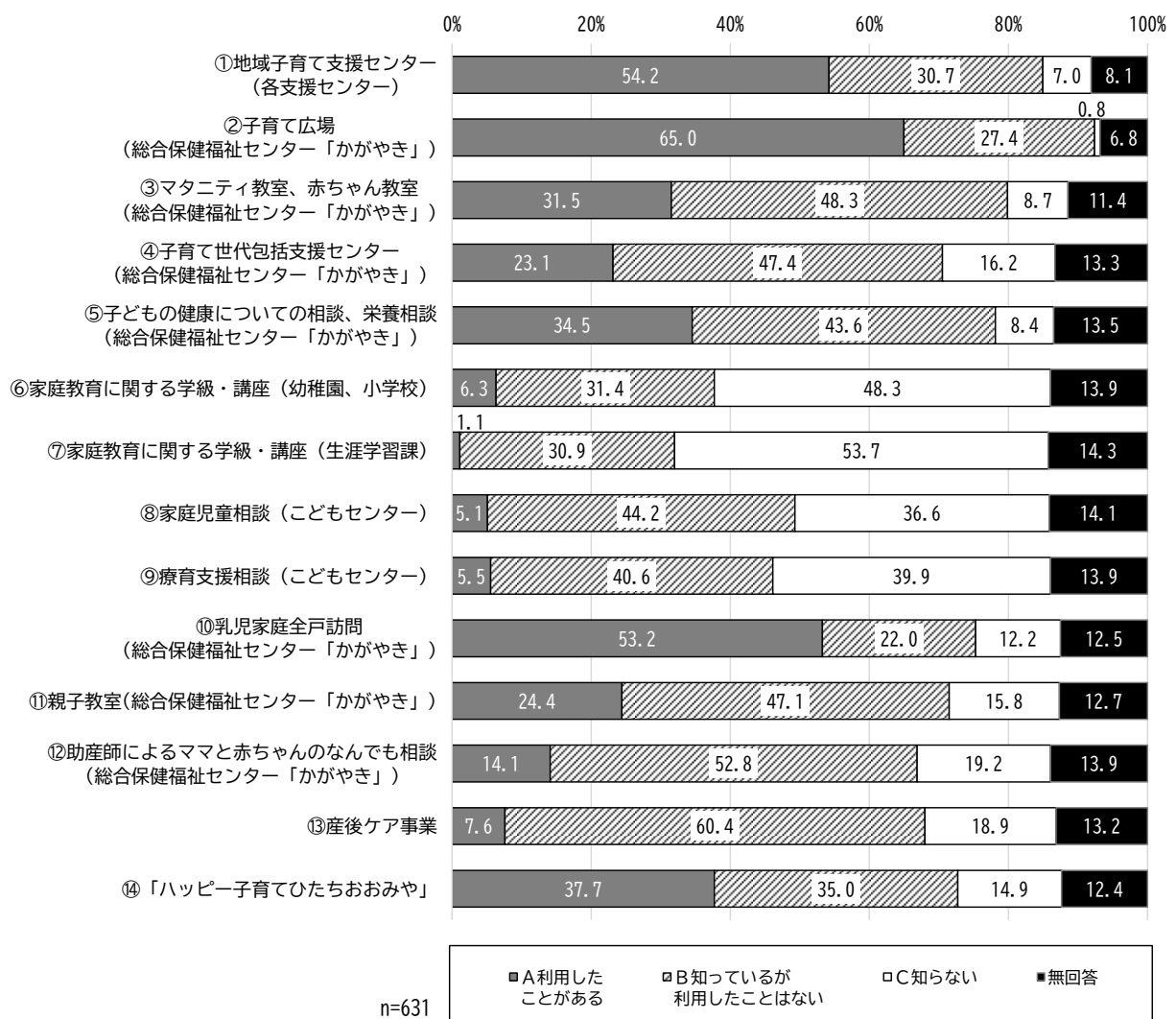
⑥子育て支援センター（子育て広場）や児童館の利用

現在、子育て支援センター（子育て広場）や児童館への利用については、「子育て支援センター（子育て広場）」が 8.6%、「こどもセンター」が 4.8%となっています。一方、「利用していない」が 86.8%となっています。



⑦子育て関連サービスや認知度

市の事業やサービスの利用・認知状況について、「利用したことがある」の割合は、「②子育て広場（総合保健福祉センター「かがやき」）」が65.0%で最も高く、次いで「①地域子育て支援センター（各支援センター）」が54.2%、「⑩乳児家庭全戸訪問（総合保健福祉センター「かがやき」）」が53.2%となっています。なお、「知らない」の割合は、「⑦家庭教育に関する学級・講座（生涯学習課）」が53.7%で最も高く、次いで「⑥家庭教育に関する学級・講座（幼稚園、小学校）」が48.3%、「⑨療育支援相談（こどもセンター）」が39.9%となっています。

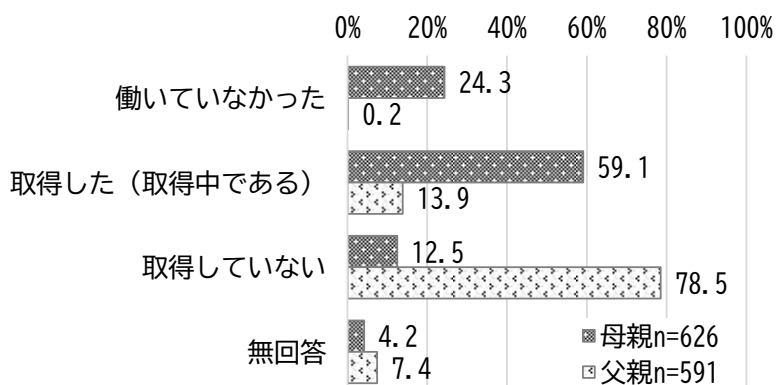


⑧子育てと仕事の両立について

○育児休業の取得状況

育児休業の取得状況については、母親は「取得した（取得中である）」が 59.1%で最も高く、次いで「働いていなかった」が 24.3%、「取得していない」が 12.5%となっています。

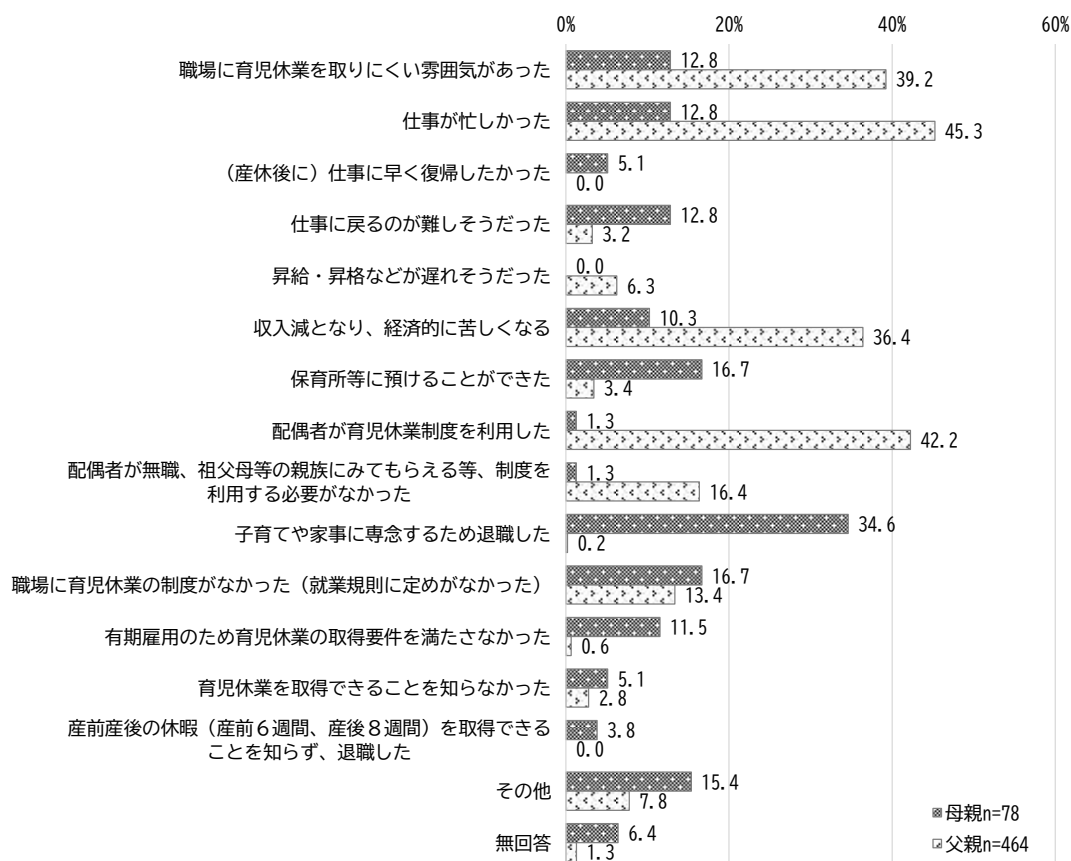
父親は「取得していない」が 78.5%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 13.9%、「働いていなかった」が 0.2%となっています。



○取得していない理由

育児休業を取得していない理由については、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が 34.6%で最も高く、次いで「保育所等に預けることができた」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに 16.7%となっています。

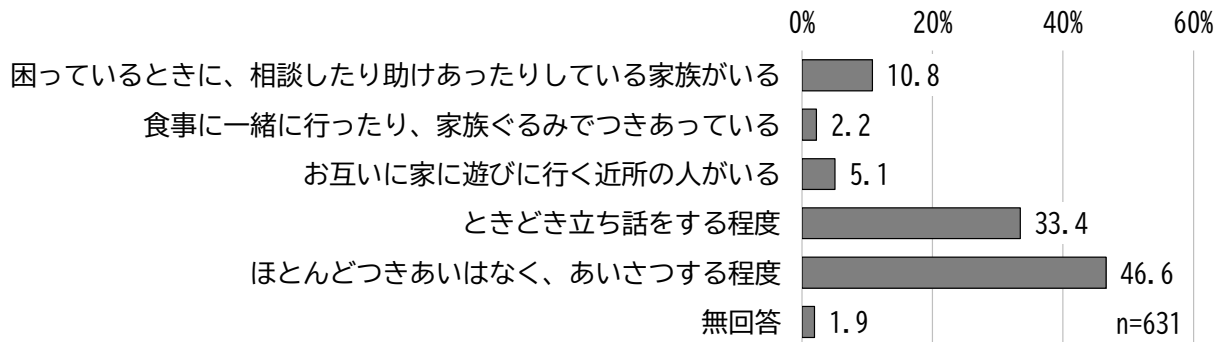
父親は「仕事が忙しかった」が 45.3%で最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が 42.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 39.2%となっています。



⑨子育てと地域社会について

○となり近所とのおつきあい

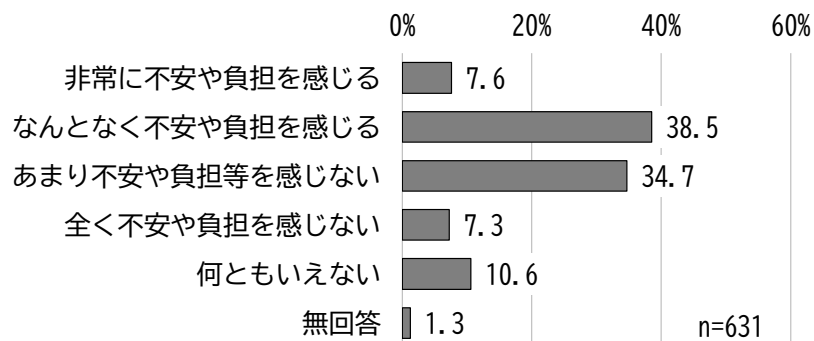
となり近所とのおつきあいの状況については、「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が 46.6%で最も高く、次いで「ときどき立ち話をする程度」が 33.4%、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が 10.8%となっています。



○子育てについて日頃どう感じているか

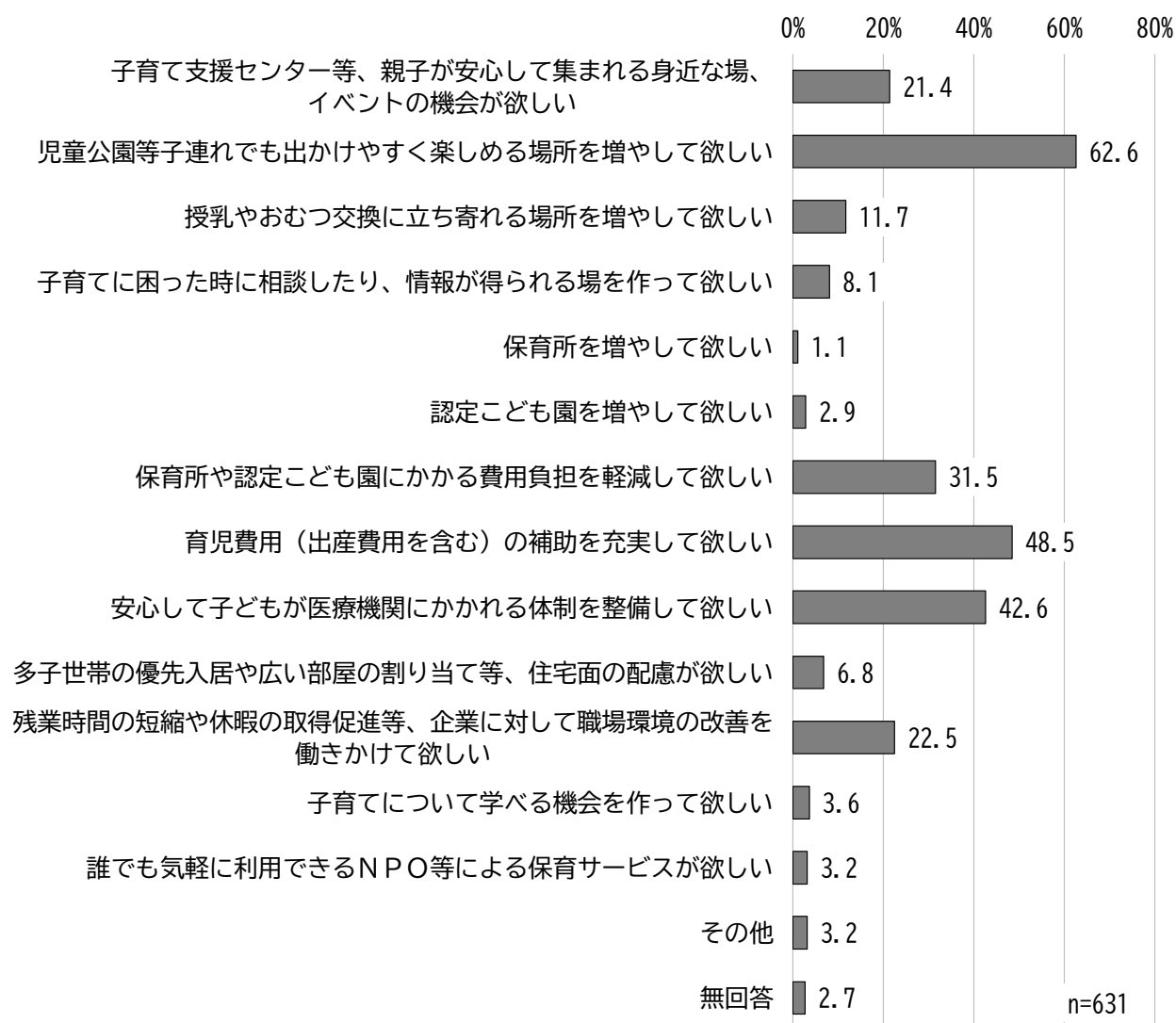
子育てについて日頃どう感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」が 38.5%で最も高く、次いで「あまり不安や負担を感じない」が 34.7%、「何ともいえない」が 10.6%となっています。

「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』の割合は 46.1%で、「全く不安や負担を感じない」と「あまり不安や負担を感じない」を合わせた『不安や負担を感じない』の割合は 42.0%となっています。



⑩市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと

市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「児童公園等子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 62.6%で最も高く、次いで「育児費用（出産費用を含む）の補助を充実して欲しい」が 48.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が 42.6%となっています。

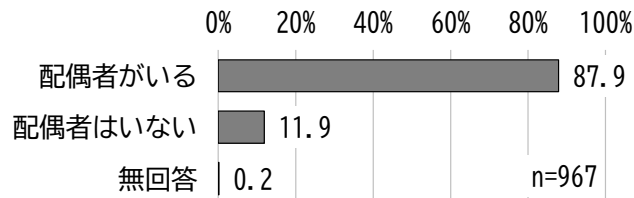


(3) 小学生調査結果の概要

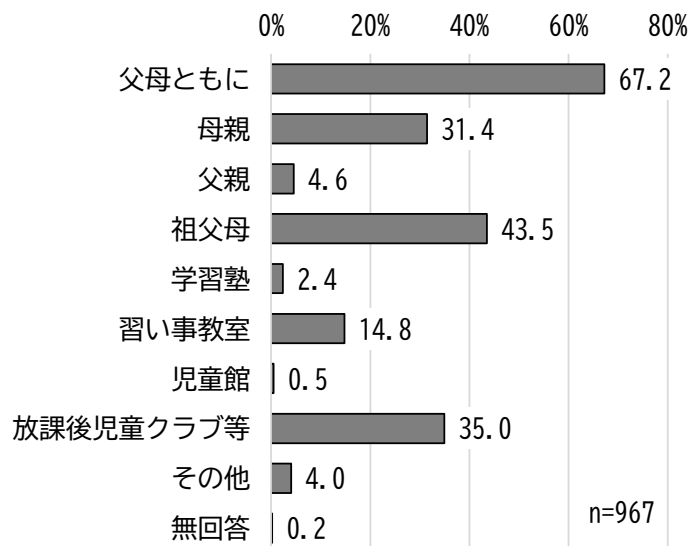
①子どもと家族の状況

○配偶者の有無（ひとり親世帯）

回答者の配偶者の有無については、「配偶者がいる」が 87.9%、「配偶者はいない」が 11.9%となっています。

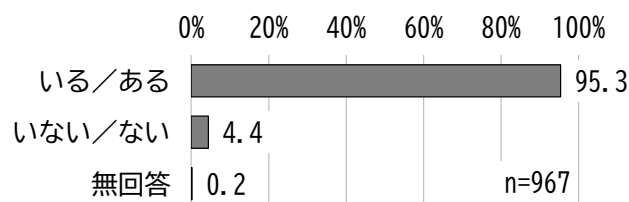


お子さんの子育てに、日常的に関わっている方（施設）については、「父母ともに」が 67.2%で最も高く、次いで「祖父母」が 43.5%、「放課後児童クラブ等」が 35.0%となっています。



○子育てについて気軽に相談できる人

子育てについて気軽に相談できる人または場所の有無については、「いる／ある」が 95.3%、「いない／ない」が 4.4%となっています。

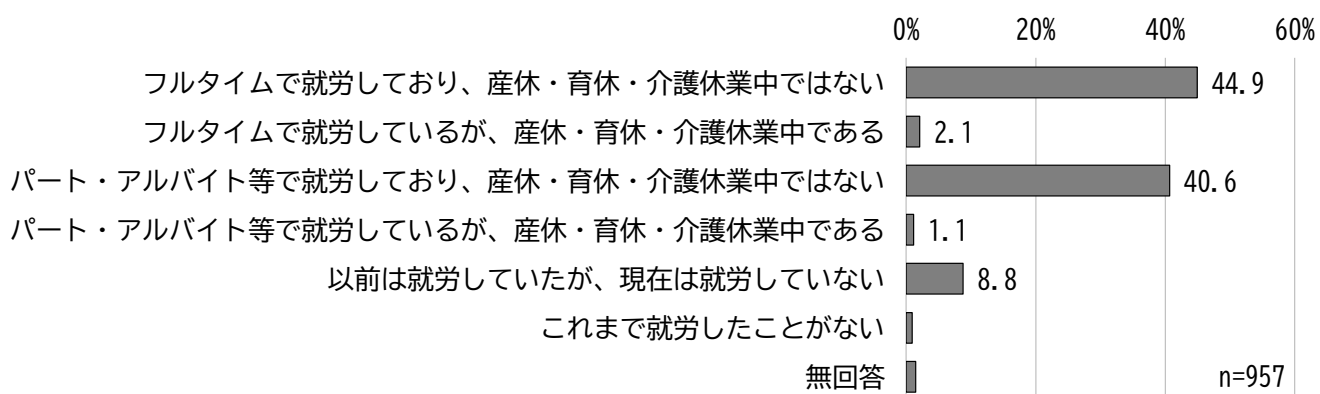


②保護者の就労状況

○母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 44.9%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 40.6%となっています。

学年区分でみると、就労している方（フルタイム、パート・アルバイトなどで就労、休業中含む）の割合は、低学年で 89.4%なのに対し、高学年は 88.3%となっています。



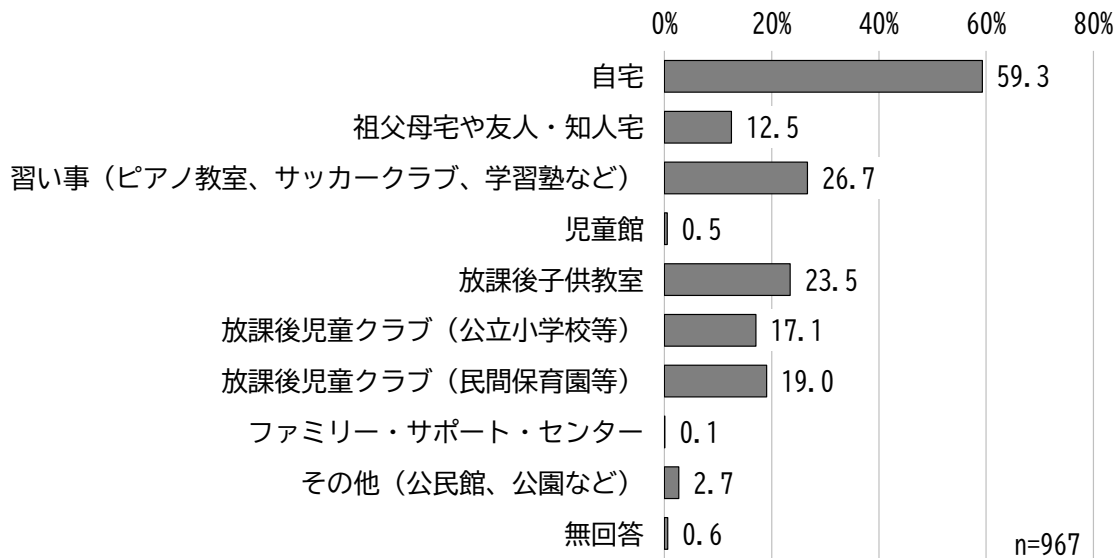
◆母親の現在の就労状況（年齢階級別・地域別）

		単位 上段：回答者数（人）、下段：構成比（%）						
		n	フルタイム で就労 している 割合 (%)	パート・ アルバイト 等で就労 している 割合 (%)	フルタイム で就労 している 割合 (%)	パート・ アルバイト 等で就労 している 割合 (%)	以前は 就労して いたが、 現在は 就労して いない 割合 (%)	これまで 就労した ことが ない 割合 (%)
回答者全体		957	430	20	389	11	84	9
		100.0	44.9	2.1	40.6	1.1	8.8	0.9
年齢 階級 別	低学年	403	183	12	157	8	38	4
		100.0	45.4	3.0	39.0	2.0	9.4	1.0
	高学年	552	246	8	231	3	46	5
		100.0	44.6	1.4	41.8	0.5	8.3	0.9
地域 別	大宮	716	319	15	285	10	72	6
		100.0	44.6	2.1	39.8	1.4	10.1	0.8
	山方	91	36	3	44	1	5	1
		100.0	39.6	3.3	48.4	1.1	5.5	1.1
	美和	24	0	21	0	3	0	0
		100.0	0.0	87.5	0.0	12.5	0.0	0.0
	緒川	18	1	16	0	3	2	2
		138.9	5.6	88.9	0.0	16.7	11.1	5.6
	御前山	30	1	22	0	1	0	0
		80.0	3.3	73.3	0.0	3.3	0.0	0.0

※父子家庭は除いてあります。

③放課後等の過ごし方

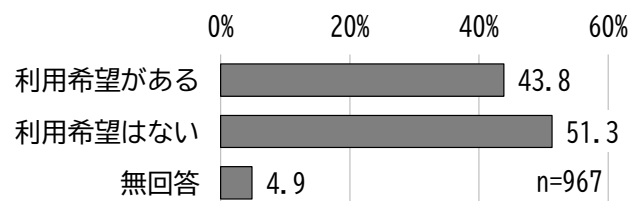
放課後の過ごし方については、「自宅」が59.3%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が26.7%、「放課後子供教室」が23.5%となっています。



○放課後児童クラブの利用意向

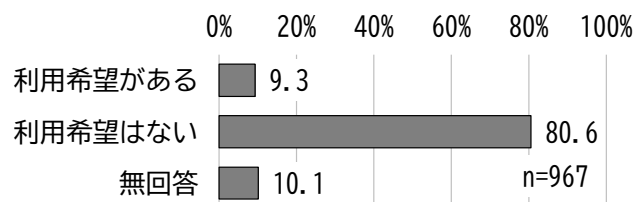
■平日

放課後児童クラブに関する平日の利用希望については、「利用希望がある」が43.8%、「利用希望はない」が51.3%となっています。



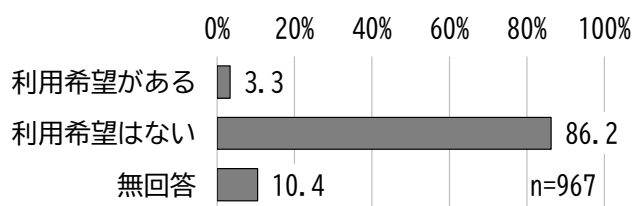
■土曜日

放課後児童クラブに関する土曜日の利用希望については、「利用希望がある」が9.3%、「利用希望はない」が80.6%となっています。



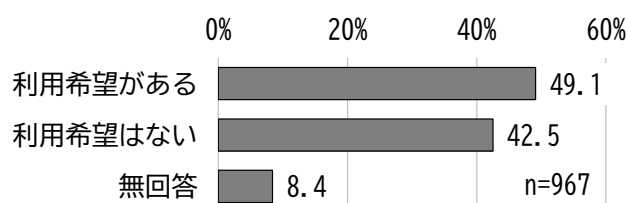
■日曜日・祝日

放課後児童クラブに関する日曜日・祝日の利用希望については、「利用希望がある」が 3.3%、「利用希望はない」が 86.2%となっています。



■夏休み・冬休みなどの長期休暇中

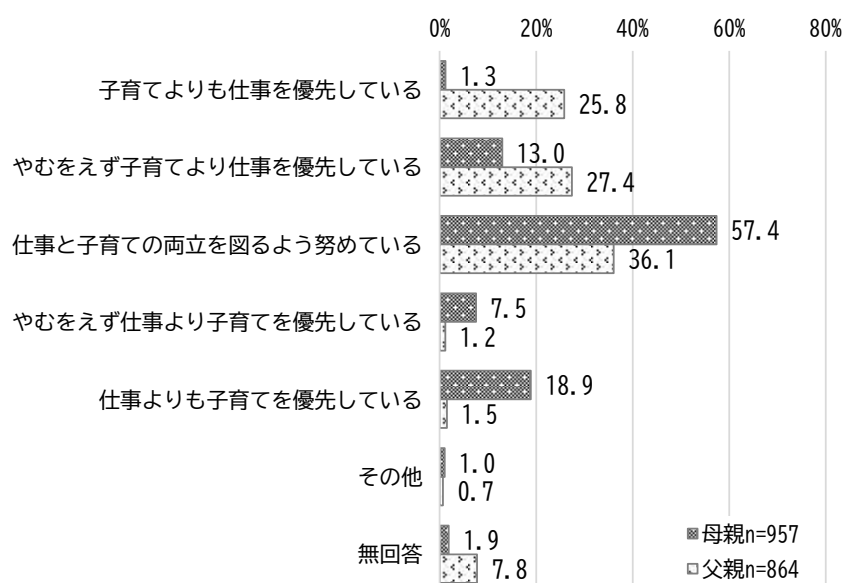
放課後児童クラブに関する夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望については、「利用希望がある」が 49.1%、「利用希望はない」が 42.5%となっています。



④子育てと仕事の両立について

仕事と子育てに関する保護者の状況については、母親は「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が 57.4%で最も高く、次いで「仕事よりも子育てを優先している」が 18.9%、「やむをえず子育てより仕事を優先している」が 13.0%となっています。

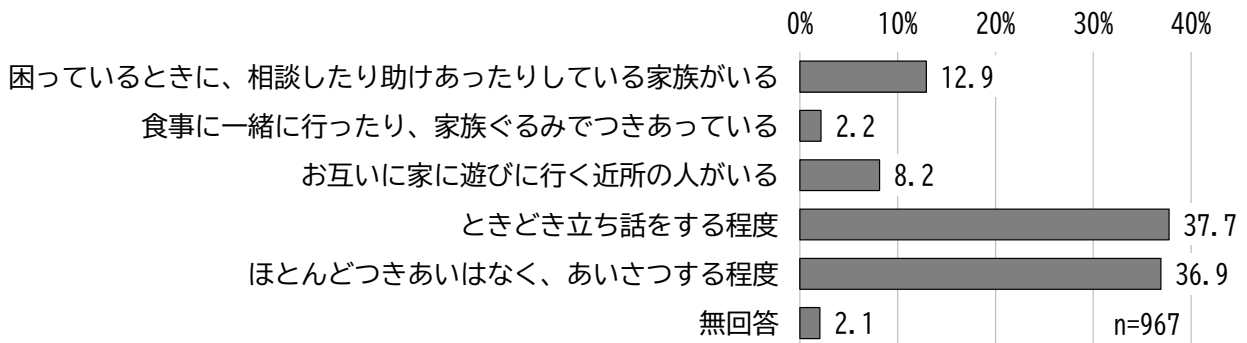
父親は「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が 36.1%で最も高く、次いで「やむをえず子育てより仕事を優先している」が 27.4%、「子育てよりも仕事を優先している」が 25.8%となっています。



⑤子育てと地域社会について

○となり近所とのおつきあい

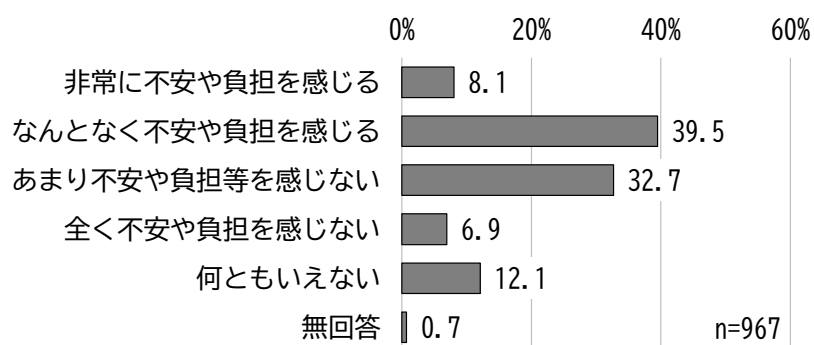
となり近所とのおつきあいの状況については、「ときどき立ち話をする程度」が37.7%で最も高く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が36.9%、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が12.9%となっています。



○子育てについて日頃どう感じているか

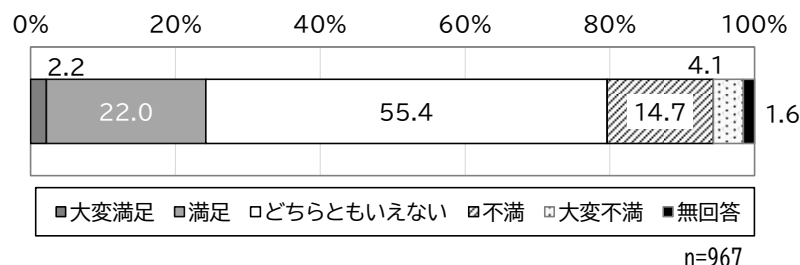
子育てについて日頃どう感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」が39.5%で最も高く、次いで「あまり不安や負担を感じない」が32.7%、「何ともいえない」が12.1%となっています。

「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』の割合は47.6%で、「全く不安や負担を感じない」と「あまり不安や負担を感じない」を合わせた『不安や負担を感じない』の割合は、39.6%となっています。



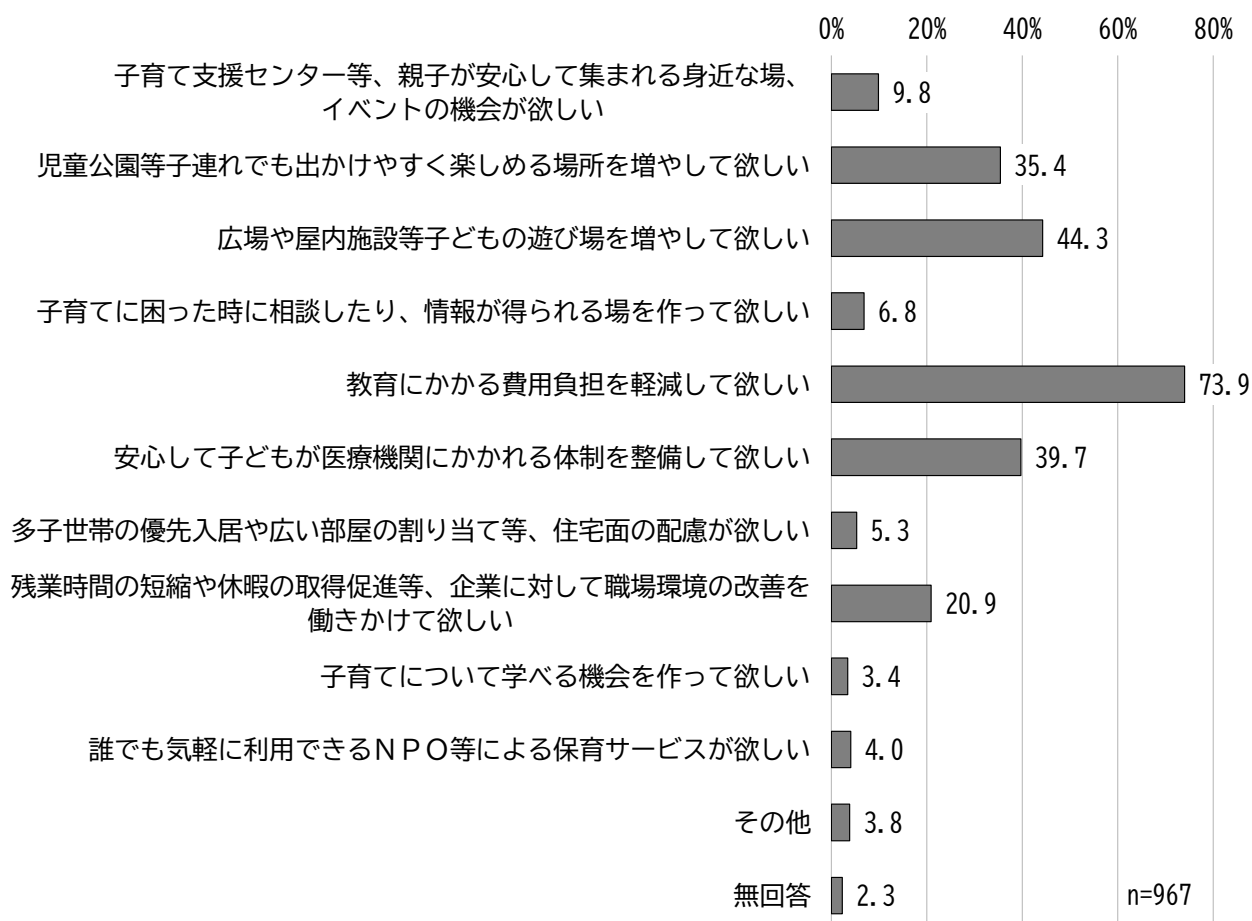
○子育ての環境や支援への満足度

市の子育ての環境や支援への満足度については、「大変満足」と「満足」を合わせた『満足』の割合は 24.2%で、「大変不満」と「不満」を合わせた『不満』の割合は 18.8%となっています。



⑥市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと

市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「教育にかかる費用負担を軽減して欲しい」が 73.9%で最も高く、次いで「広場や屋内施設等子どもの遊び場を増やして欲しい」が 44.3%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が 39.7%、「児童公園等子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 35.4%となっています。



2 常陸大宮市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、常陸大宮市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、児童福祉その他市が実施する子どもに関する施策について調査審議する。

(組織)

第4条 会議は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 会議の委員の委嘱等に係る手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和5年条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 委員名簿

	職 名	氏 名	選出区分	役 職 名 等
1	会 長	眞崎 由香	学識経験者	茨城キリスト教大学看護学部看護学科講師
2	副会長	野上 光久	学識経験者	常陸大宮市区長会会長
3	委 員	小野 司寿男	市関係者	常陸大宮市教育長
4	委 員	鈴木 厚裕	福祉関係者	常陸大宮市主任児童委員連絡会会長
5	委 員	石川 史矩	保護者代表 (市 民)	野上保育園保護者代表
6	委 員	長岡 沙織		美和認定こども園保護者会会長
7	委 員	岡崎 竜成		緒川げんき保育園保護者会会長
8	委 員	内田 菜央美		御前山認定こども園保護者代表
9	委 員	野上 保	保育関係者	常陸大宮市民間保育園連絡協議会会長
10	委 員	小橋 達也		ひまわり子ども園長
11	委 員	露久保 真依子	福祉関係者	常陸大宮市手をつなぐ育成会会長
12	委 員	後藤 直美	子育て支援関係者	大宮聖愛保育園長
13	委 員	飯田 博之	労働関係者	常陸大宮市商工会青年部
14	委 員	山田 尚志	まちづくり関係者	あきない組代表
15	委 員	壺井 燈子	教育関係者	若草幼稚園長
16	委 員	所 美由紀		常陸大宮市学校長会
17	委 員	木村 隆弘		常陸大宮市教育部長
18	委 員	坏 眞由美	保健関係者	常陸大宮市健康推進課長
19	委 員	立原 千鶴子		常陸大宮市健康推進課長補佐

第3期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：常陸大宮市 保健福祉部 こども課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

電話：0295-52-1111（代表）

FAX：0295-53-5415

URL：<https://www.city.hitachiomiya.lg.jp>



常陸大宮市